

議事日程 (第2号)

平成30年 3月 1日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第 1 号議案 平成29年度中間市一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第 3 第 2 号議案 平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第 4 第 3 号議案 平成29年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 5 第 4 号議案 平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第 6 第 5 号議案 平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 7 第 6 号議案 平成29年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第5～日程第10 提案理由説明)
- 日程第 8 第 7 号議案 中間市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第 8 号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第 9 号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 第10号議案 中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第11号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 第12号議案 中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第13号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第14号議案 中間市企業誘致条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第15号議案 中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例
(日程第8～日程第16 質疑・委員会付託)
- 日程第17 第16号議案 中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
(日程第17 質疑・委員会付託)
- 日程第18 第18号議案 中間市道路線の変更について

(日程第18 質疑・委員会付託)

日程第19 第19号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更に
ついて

(日程第19 質疑・委員会付託)

日程第20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	6番 田中多輝子君
7番 掛田るみ子君	8番 草場 満彦君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	副市長 …………… 白尾 啓介君
教育長 …………… 片平 慎一君	総務部長 …………… 園田 孝君
総合政策部長 …… 佐伯 道雄君	市民部長 …………… 小南 敏夫君
保健福祉部長 …… 石田 浩君	建設産業部長 …… 間野多喜治君
教育部長 …………… 田中 英敏君	
環境上下水道部長 ……………	久野 裕彦君
市立病院事務長 … 貞末 孝光君	消防長 …………… 三船 時彦君
総務課長 …………… 後藤 謙治君	財政課長 …………… 田代 謙介君
安全安心まちづくり課長 ……………	石井 浩司君
企画政策課長 …… 蔵元 洋一君	

世界遺産推進室長	濱田	学君
住宅都市交通対策課長	志賀	由浩君
収納課長	米満	孝智君
人権男女共同参画課長	蛙田	由美君
健康増進課長	岩河内弘子君	こども未来課長
介護保険課長	冷牟田均君	松永
都市整備課長	白石和也君	嘉伸君
教育総務課長	村上智裕君	土木管理課長
市立病院課長	末廣勝彦君	藤田
選挙管理委員会事務局長	藤田	晃君
学校教育課長事務心得	森	鉄也君
	加川	一君
	井上	徹君
	加川	宜久君
	藤田	秀輔君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村	拓生君	書記	谷山	隆二君
書記	熊谷	浩二君	書記	池田	恭君

一 般 質 問 (平成30年第1回中間市議会定例会)

平成30年3月1日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
柴 田 広 辞	<p>中間市の財政状況について ①平成28年度決算に基づき現状を確認させていただきました。本市の財政は厳しいといわれるが、厳しさの度合いを具体的にお伺いします。 ②上記状況を踏まえ、具体的にどういった対策を平成30年度予算に反映させているのかをお伺いします。</p>	市 長
田 口 澄 雄	<p>滞納処分の実態と国の示した差し押さえ禁止基準の対応について 2月1日の日本共産党倉林議員の質問とそれに対する政府の回答から、国民健康保険税の滞納に対する差し押さえ禁止の基準や、滞納処分の執行停止における基準について、厚生労働省が都道府県に周知していたことが明らかになりました。 このことに照らして、現在の中間市の滞納処分と今後の対応について、どうなるのかをお聞きします。</p>	市 長 関係部課長
	<p>中間市議会議員の暴力団とのかかわりについて 中間市議会の米満一彦議員が恐喝容疑で逮捕され、報道されたことによって、また中間市かという不名誉な評価が高まっています。 事件の真相は今からの司直の手に任せられますが、同議員は、かつて暴力団の組員であったが、いまは脱退していることが新聞報道でもされています。 現に暴力団なのか、否かは定かではありませんが、暴力団に加入していたことは事実のようです。 中間市では、市議会議員選挙に際してこのような内容についての調査はどのように行われているのでしょうか。 また、毎回の選挙ごとに、そのような調査はやられているのでしょうか。伺います。</p>	市 長 関係部課長
田 中 多 輝 子	<p>小中学校の就学援助制度である入学準備金の入学前支給について 小中学校の就学援助制度である入学準備金の入学前支給が県内でも広がっています。中間市も進学を控えて家庭の出費がかさむ時期に前倒しで入学準備金を支給してはいかがでしょうか。お伺いします。</p>	市 長 教 育 長 関係部課長
柴 田 芳 信	<p>観光DMO設立効果検証事業について 観光客の増加、地域ブランド力の強化を図り、地域活性化を目指すとはありますが、市としての基本的な考え方、具体的な取り組みをお聞きします。</p>	市 長 担当部課長
	<p>チャレンジショップ事業について 新規起業者が、市内で定着できるための市としての具体的な考えを、お聞きします。</p>	担当部課長

一 般 質 問 (平成30年第1回中間市議会定例会)

平成30年3月1日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
梅 澤 恭 徳	<p>福田市長の掲げる公約について 福田市政が誕生し、半年が経過しましたが、公約について伺います。</p> <p>①ここ数年、中間市において市民の信頼を失墜させるような問題が起きていますが、行政の長として、信頼回復のため、またイメージアップのため、どのように市政運営に取り組んでいかれるおつもりか伺います。</p> <p>②給食費の無償化の具体的な工程及び進捗状況について伺います。</p>	市 長
掛 田 るみ子	<p>学校での心肺蘇生教育の普及及び推進について 本市の児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、AEDの設置状況及び教職員へのAED講習の実施状況などをお伺いします。</p>	教 育 長
	<p>定住促進事業の推進とパッケージ化について 人口減少が顕著な本市にとって、定住促進は最重要課題であると考えます。本市で行われている事業を全般的に精査し、定住促進を推進するための事業の充実及び集約をはかり、事業をパッケージ化することで、一層のアピールができるのでしょうか。見解をお伺いします。</p>	市 長
	<p>収納課の業務と対応について 収納課における滞納者への認識と対応についてお伺いします。</p>	市 長
草 場 満 彦	<p>教員のIT活用環境の整備について 2006年度7月に「IT戦略本部」は、2010年度までに公立小、中、高等学校の全ての教員に対しパソコンを配備し、校務の情報化を促進する取り組みを打ち出した。 目標であった2010年度までの本市の取り組みと状況、そして、7年後の本年の状況と今後の取り組みを伺います。</p>	市 長 教 育 長
	<p>鋼構造インフラ、橋の老朽化対策、防錆対策について ①インフラの長寿命化計画が数年前に打ち出され、本市内の橋の実態調査は完了しているものと思う。調査結果と今後の事業計画を伺います。 ②長寿命化イコール塗装で老朽化を防ぐことだと思うが、塗り替え工事で一番重要である古い塗膜の除去は、どのような方法で実施しているのかを伺います。</p>	市 長

議案の委員会付託表

平成30年 3月 1日

第1回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第1号議案	平成29年度中間市一般会計補正予算(第3号)	別表1
第2号議案	平成29年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)	市民厚生
第3号議案	平成29年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業消防
第4号議案	平成29年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	市民厚生
第5号議案	平成29年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
第6号議案	平成29年度中間市病院事業補正予算(第1号)	
第7号議案	中間市事務分掌条例の一部を改正する条例	総合政策
第8号議案	中間市手数料条例の一部を改正する条例	産業消防
第9号議案	中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	市民厚生
第10号議案	中間市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
第11号議案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
第12号議案	中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
第13号議案	中間市介護保険条例の一部を改正する条例	
第14号議案	中間市企業誘致条例の一部を改正する条例	産業消防
第15号議案	中間市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例	
第16号議案	中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例	
第18号議案	中間市道路線の変更について	
第19号議案	福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について	総合政策

別表 1

平成29年度中間市一般会計補正予算（第3号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 2
第2条	第2表 繰越明許費	各委員会
第3条	第3表 地方債補正	総合政策

別表 2

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1項10目、3項1目	市民厚生
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	総合政策
		1項1目・3目の一部、1項12目	
6	農林水産業費	全 項	総合政策
7	商工費	全 項	
8	土木費	全 項（4項1目は総合政策）	産業消防
9	消防費	全 項（1項4目は総合政策）	
10	教育費	全 項	総合政策
11	災害復旧費	全 項	
12	公債費	全 項	

午前9時59分開議

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（下川 俊秀君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

おはようございます。新風クラブの柴田広辞です。通告に従いまして質問をいたします。よろしく願いいたします。

中間市の財政状況についてお聞きします。

その前に、1点確認させていただきたい件がございます。

昨年4月に、松下前市長が北九州市の北橋市長へ意見照会していた両市の合併協議会設置について、北九州市側より、市議会に付託しないとして合併に応じないとの意向を示されました。応じない理由としては、平成16年のときは合併特例債があったが、今回は双方にとってのメリットを見出せない、議会を初め機運も盛り上がっていない、との内容でありました。当該事項を踏まえると、今後しばらくは中間市単独で行政運営を行うとの認識でよろしいでしょうか。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

合併というのは、相手がいてのことでありまして、北九州市の皆さんの意向がそうであれば合併というのは非常に困難であります。もとより、合併しなくとも、単独行政であっても、しっかりとした自治体経営、これが可能となる行財政基盤を築き上げること、このことを目標に市政を担っていきたいと考えておりますし、北九州市さんに合併を拒否されたというように私は思っています。なぜかといいますと、我々、要するに恋い焦がれた北九州市さんにラブコールを送ったものの、振られたと。だったら、今度は魅力ある市にして、今度は向こうからラブコールを送ってもらえるような魅力あるまちにしていきたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

次に、昨年の9月議会の一般質問の中でも、市長は、中間市の財政状況は厳しいとの発言をされていました。ただ厳しいと言われましても、市民の皆様には状況が伝わっていないのではと考えます。つきましては、実際の決算をもとに、中間市の財政状況が、現在どういった状況にあるのかを確認させていただきます。

平成29年度決算はまだ出ておりませんので、平成28年度決算にて確認をさせていただきます。一般会計の歳入は約181億円、歳出は約177億円、差し引きすると約4億円の黒字ということになります。ここだけ見ますと、市民の皆様の中には、健全な財政運営がなされているのではと思われる方もいらっしゃいます。

財政状況を確認する指標が幾つかありますが、財政構造の弾力性を見るものとして経常収支比率があります。経常収支比率とは、人件費や扶助費など、毎年度決まって支出される経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもので、財政の硬直化を示す指標です。この比率が高い場合は、市独自の政策に使用できる一般財源が少ないことを意味します。中間市の経常収支比率は99.4%であります。つまり、中間市の99.4%という数字は、例えば100億円あったうちの0.6%の6,000万円しか自由に使えるお金がないということになります。また、この数字を福岡市と北九州市を除く福岡県内26市と比較しますと、中間市は26市中、何位になりますか。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

26市中、25位です。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

下から2番目ということです。

次に、実質公債費比率についてお聞きします。

実質公債費比率とは、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたものであり、この比率が18%を超えると、地方債の発行には福岡県知事の許可が必要となり、25%を超えると、一般地方債の発行が制限されます。中間市の実質公債費比率は14.3%であります。この実質公債費比率14.3%を福岡市と北九州市を除く福岡県内26市と比較しますと、中間市は26市中、何位になりますか。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

26市中、26位です。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

最下位であります。

次に、将来負担比率についてお聞きします。

将来負担比率とは、地方公共団体の借入金等現在抱えている負債の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたものであり、この比率が350%を超えると、早期健全化団体となります。中間市の将来負担比率は74%であります。将来負担比率74%という数字だけ見れば、まだまだ350%まで余裕があるように見えますが、この数字を福岡市と北九州市を除く福岡県内26市と比較しますと、中間市は26市中、何位になりますか。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福岡市長。

○市長（福田 浩君）

26市中、25位です。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

下から2番目ということです。

私は、市民の皆様の不安をあおるために財政状況を詳細に確認しているわけではありません。県内でも高齢化率が36%と、県の平均より10ポイントも高い中間市において、この厳しい財政状況を打破するためには、市民の皆様と行政が一体となって行財政改革を行っていく必要があると考えます。

中間市は、他市と比較しても大変厳しい財政状況であることを改めて認識されたと思いますが、市長の率直なご意見をお聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

福岡市長。

○市長（福田 浩君）

中間市の財政状況が大変厳しいということは、私が市長就任時から十分認識しておりました。財政が厳しいからといって、このまま何もやらなくていければ、ますますこの中間市というのは停滞していくと思います。だからこそ、私が伝え切れていないこの中間市の魅力を掘り起こすとともに、中間市をご存じない方に対して中間市の魅力を全力発信していくこと。さらに、中間市の教育環境や医療、介護を充実していくこと。これは、私が市

民の皆様とお約束した公約を実現することにより中間市が活性化していき、人や仕事が集まってくるまちに変わっていき、おのずとこの財政状況も改善していくものであると考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

次に、平成30年度当初予算で大変危惧していることは、当該予算を執行した場合、財政調整基金の残額が約1億7,000万円になるということです。財政調整基金とは、予期しない収入の減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財政に余裕のある年度に積み立てたお金であります。

一般的には、財政調整積立金について、標準財政規模の10%が適正といわれています。中間市の標準財政規模が約100億円でありますので、適正財政調整基金は約10億円になります。しかしながら、中間市においては、突発的な支出が発生していないにもかかわらず、財政調整基金の残額は、平成26年度の約22億円をピークに減り続け、平成30年度には、約1億7,000万円になります。この5年間で約20億円もの財政調整基金を取り崩した中で行政運営がなされています。また、平成30年度予算においては、減債基金も2億円取り崩すこととなっています。

このような基金の取り崩しにより行政運営を行っている状況は、大変危険な状態と言えるのではないのでしょうか。つまり、緊急の行財政改革を断行しなければ、中間市の財政状況は危機的な状況になるのではないのでしょうか。市長、このような状況について、いかがお考えでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

議員のご指摘どおり、このままですと、基金が底をついてしまいまして、赤字団体になってしまう状況でございます。しっかりとこの危機感を持って行政改革を断行してまいります。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

平成28年度決算からも読み取れますとおり、中間市は大変厳しい財政状況にあります。また、昨年9月議会において市長は、行政機構の大胆な改革を実行して、歳出、歳入の徹底した見直しによる税の無駄遣いをなくしながら、持続可能な行財政の基盤確立を図っていきたいとのことでしたが、平成30年度予算へ具体的政策として、どのように盛り込まれているのかを市長へお伺いします。

まず、歳出を減らす政策を具体的に伺います。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

平成30年度予算に盛り込まれました歳出の削減策でありますけれども、まず、公共下水道事業特別会計に対する繰出金が多額となっていることを踏まえまして、その抑制を図ることとあわせまして、下水道普及率が一定水準に達しておりますことから、例年11億円を確保しておりました下水道事業費につきまして、平成30年度予算では7億円の事業費計上をしまして、4億円の削減を行ってまいります。

さらに、ハーモニーホール、体育文化センター等における指定管理料、こちらを630万円減額しまして、社会福祉協議会に対する補助金も220万円減額、以上のような歳出削減策を行っております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

次に、歳入をふやす政策を具体的に伺います。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

平成30年度予算におきますこの歳入増加策でございますけれども、まず、これは何といってもふるさと納税でございます。このふるさと納税への積極的な取り組みによりまして、寄附額ベースでは2億7,000万円の歳入増、返礼品等の経費を差し引いても1億円以上の財政の効果となっております。

また、この市制60周年記念事業を初め、さまざまなイベントによる観光客の誘致、空き家バンクを活用した住宅購入、リフォーム補助金による人口増加策、さらにはチャレンジショップ運営開始、新規事業支援者補助金による企業誘致策、こうした取り組みを積極的に行っていき、歳入増加、財源の確保、こちらを図ってまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

今、説明があった市長が進める行財政改革をしっかりと行えば、中間市の財政問題は解決するとの認識でよろしいでしょうか。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

ただいま申し上げましたように、この行財政改革に加えまして、私が市民の皆様とお約束をしました公約を推進すれば、必ずや中間市はV字回復、いや、超V字回復すると信じて市政に邁進してまいります。議会の皆様方におかれましても、多大なる支援をぜひともお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

我々中間市議会といたしましても、中間市の厳しい財政状況に対し、率先して身を削る改革を行い範を示すべきであるということで、昨年より議員定数2名削減と議員報酬の10%削減を行っております。福田市長におかれましては、現状としては、特別職の人件費の一部減額措置等まで行う必要がないとの認識でしょうか。多くの市民の方にも痛みを伴う政策等も行っていかなければならないと思いますが、まずは中間市のトップである市長が率先して取り組むべきではないでしょうか。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

まず、議員の皆様方が1年前、議員定数2名の削減及び報酬10%の削減という英断を下していただきましたこと、そうした議員の方々のご尽力、さらに、このことで年間2,000万円を超える財政効果を上げていただいていることは、私が市長に就任する以前の出来事ではございますけれども、十分認識させていただいております。議会の皆様方に多大なる敬意を表するとともに、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

今ご質問のとおり、財政状況が厳しくなり、市民の皆様にとさらなる負担をお願いしたり、また市民サービスが大きく低下するようなこういった事態となれば、私自身が率先して身を切る覚悟は持たなければならぬと考えておりますが、まずはそうならないように、徹底した行財政改革等に取り組んでまいらなければならぬと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

平成30年度予算案、福田市長の思いが十分生かされているものと思いますが、市長、予算案について、100点満点で自己評価すると何点ですか。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

もちろん、100点満点です。

○議長（下川 俊秀君）

柴田広辞君。

○議員（13番 柴田 広辞君）

財政の硬直化が進んでいる中ではありますが、市長を初めとする行政と市民の皆様と企業が三位一体で、スピード感を持って取り組んでいき、ぜひとも全国へ全力発信できる、誇れる先進的な中間モデルとなるよう大改革を実行されることを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告とは少し違って、通告の2番目を先にやらせていただきます。中間市と暴力団との関係なんです。

さて、本年1月13日に、中間市にとって衝撃的な事件が報道されました。中間市の現職議員である米満一彦氏が太陽光発電建設をめぐる、工事の発注元から約300万円をおどし取ったという容疑であります。新聞報道では、米満氏は暴力団工藤会の前身団体の元幹部で、今は脱退して市議に転じたが、そのつながりがささやかれ、地元の建設会社の元締めとして大きな影響力があったと書かれています。そうなりますと、みずからも賛成してつくられた暴力団追放条例等にも違反することにもなります。

元暴力団であったとしても、今は更生して真面目にやっているのであれば何も問題にすることは無いと思うのですが、関係をちらつかせて相手をおどし、金品を恐喝したというのが、もしこれが事実であれば、ゆゆしき問題だと思います。そうでなくとも、一連の市職員の不祥事や市民の高速道路での問題行動などで、中間市に対する世間の評価は地に落ちています。周辺自治体に住んでいる方からも、「とんでもないまちだな。」というふう

に私にも声がかかります。

世界遺産の登録やその宣伝、あるいはフットパス、それらのいろいろなことでイメージアップを図っている市の関係者の努力に水を差す不祥事だと思います。

事件の内容追記につきましては、今後の司直の手に委ねられますが、このような事件が起きたこと自体が、この中間市にとっては大きなマイナスだと思います。

当の米満議員は、2月20日の時点で辞職願を市議会議長に提出をし、これが受理をされていますので、彼個人の問題としてではなく、今後の中間市政のあり方の問題として、中間市と暴力団とのかかわり方について市を挙げて考えていくべきときだと思います。そうでなくとも、2001年には現職の市会議員が暴力団に襲われ重症を負うという事件も起きています。これを機に、今後の対応を考えるべきではないでしょうか。

さて、これは仮の話ですが、今後現職の暴力団の構成員である人物が市会議員に立候補するとしたら、それに際して市としてはどのような調査がやられるのでしょうか。その現

状をお聞きいたします。

○議長（下川 俊秀君）

藤田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤田 宜久君）

市区町村議会の議員資格につきましては、まず、公職選挙法第9条の規定により、日本国民である、当該市町村の区域内に引き続き3カ月以上住所を有する等の要件を満たし、選挙権を有している必要がございます。また、同法第10条第1項第5号の規定により、選挙期日現在において、満25歳以上である必要がございます。さらに、同法第11条第1項におきまして、第2号では、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、同項第3号では、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者、同項第4号では、公職にある間に犯した収賄罪または公職者あっせん利得罪により刑に処せられ、その実刑期間とその後10年間を経過しない者、またはその刑の執行猶予中の者などが被選挙権を有しないこととされております。

したがって、議員ご質問の暴力団員か否かによって直ちに立候補できないことは、公職選挙法ではうたっておりませんので、生活支援課が警察に対し任意で行っております照会等は行っておりません。

また、被選挙権の有無につきましては、同法第11条第3項の規定により、対象者の本籍地があります市町村の長は、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと、またはその事由がなくなったことを知ったときは、住所地であります選挙管理委員会に遅延なく通知することとされておりますことから、その通知をもとに作成しております対象者名簿で確認しているところでございます。

さらに、立候補の受付に際し、候補者となることができない者でないことの宣誓書を提出させるとともに、本籍地の市区町村へ、再度候補者の被選挙権について調査を行っているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

そうしますと、立候補するに当たっては、元暴力団員であったとか現役であるとかは、その資格に関係なく、それを公表しないといけないという義務も市にはないということで、そういうことになっているんですね。

○議長（下川 俊秀君）

藤田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤田 宜久君）

はい、そういうことでございます。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

立候補の受付に際して、候補者となることができない者でないことの誓約書をとっているようですが、基本的に暴力団に関することは問われていません。

ところで、中間市のホームページで、条例・規則についての掲載がありますが、これに対して、「暴力団」という項目で検索をいたしましたところ、４０件ヒットいたしました。暴力団排除条例や安全安心まちづくり条例、市営住宅の入居を認めない者、生活保護の認否の問題、市の各種補助金の対象、農業委員の選任に関して、といろいろあります。

実は、私自身が４０もあることに、まずびっくりをいたしました。ヒットの中で余り関係のないのが消防本部の通信管理規定で、なるべく略符号を使うように指示したものに、暴力団関係者は「ハチマル」というのがありました。この法律だけが直接暴力団に対する規制についてではないということですので、残りの３９の条例や規則が暴力団に対する規制の法律となっていると思います。

いずれにしても、これだけ暴力団を排除しようという中間市にあって、その条例の制定にかかわる議員自身が暴力団とかかわっていたり、あるいは現役の暴力団員だということになると、そのこと自体が法としては矛盾だと思いますが、市長は、その辺どのように思われますか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私も、そのように思います。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

さて、もう一つ問題なのが、中間市の各種の法律を読みますと、暴力団の構成員であることを理由として排除する場合と関係を有している者、あるいは暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者等の表現があり、微妙に違っています。これは、それなりの条例・規則の内容の差からくるものだと思います。

暴力団排除条例では、暴力団員との交際を現に慎むとともに、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団を恐れぬという基本的な事項を遵守することをうたっています。しかし、誰が暴力団員なのか、その関係者なのかもわからず、市民にも努力義務はあるのでしょうか、努力をするように呼びかけています。しかし、実際にこの法律に実効性があるのか疑問であります。罰則もありません。

市の役割として、市民との協力を得る、となっていますが、市への問い合わせ等についてでは対応することができるのでしょうか。この辺をちょっとお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

本市といたしましても、暴力団員の実態を把握しているものではございませんので、警察に対し条例に基づいた調査を依頼しているものでございます。また、調査結果につきましても、個人情報に当たることから、お答えできるものではございません。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

これは、かなり難しい問題だと思います。市民の方も協力してやっていくには、誰が暴力団でどうかかわっているのかもわかりにくいと思います。

それと、問題は、こうした40もの法律と深くかかわっているのが、先ほども申しましたけど、市会議員だということです。

中間市政治倫理条例では、第1条の目的で、「市政が市民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づいて、その担い手である市長、副市長、教育長及び市議会議員」、ここで市会議員が出てきますが、それらが「市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、併せて市民も、市政に対する正しい認識と自覚をもち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」とこのように条文ではうたっています。

立場のある人にはそれなりに、そして全市民に暴力団との関係を厳しく規制しているわけですから、こうしたことからしますと、今の状況そのものにしておくことは許されないことだと思います。

ただ、この倫理条例には、「暴力団」という文言はありません。理念としては、今回の事件の容疑がもし事実であれば、この倫理条例にも反すると思うのですが、実際には倫理条例がありますが、それがどうしたということで終わってしまうような内容であります。こうした政治倫理条例の中に暴力団とのかかわりを排除することをうたうことはできないのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

園田総務部長。

○総務部長（園田 孝君）

政治倫理条例の目的は、議員が今述べられたとおり、自治体の市長や議員等住民を代表する公職者が、その地位や権限を不正に行使して、自己または特定の第三者の利益を図ることを防止することを目的としております。したがって、暴力団と関係があるかどうかについては、公職者の地位を利用した不正な行為とまた別の問題でございまして、政

治倫理条例に規定することは適切でないと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

なかなかはっきりしない問題なんですよ。実は、今回の問題で一般質問をするのに、何とか今後、市条例等の整備で、暴力団の中間市政への参入を防げないかということで質問したわけですけど、今までの答弁あるいは国内の法の運用面からして、そのこと自体かなり難しいなというのは私も実感をいたしました。ただ、今はそうでも、今後の問題としては、中間市としてはやっぱり考えていくべきだと思います。とはいっても、これは中間市だけで解決する問題でないのも事実です。

考え方として、今の状況を憲法の解釈と運用の問題が背景にあります。国民の自由や権利の保持責任というのが憲法12条にうたわれて、第13条では個人の尊厳ということで、その尊重が明記をされていますが、いずれも「公共の福祉のため」とか、「公共の福祉に反しない限り」という文言がついています。この「公共の福祉」というのは、自民党の改憲草案では、「公益及び公の秩序」となっていますが、そのように置きかえられていますが、それと違って、権利の主体である国民と国民との間の権利と損失の調整という概念であります。

ある人には権利としての利益であっても、それを行使することによって他の人には不利益となるような場合の調整の役割が、公共の福祉という内容なんです。そうしたことから言えば、暴力団の存在自体が、この公共の福祉には反することになりますので、暴力団は公共の福祉という観点からしても、その存在を認めるべきでは私はないと思います。

ところが、恐らく憲法第21条の結社の自由というのがありますから、これを尊重していたと思いますけども、ここでは公共の福祉というのが入っておりませんので、このことから、我が国では暴力団が存在することを前提として、暴対法という法律をつくり、それを市や県の排除条例等で対応するという形をとっています。

もともと暴対法というのが、正式には「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、こういう条文になっていますので、暴力団の存在を認めた上で、その不当行為を防止するために予防措置としてとられているというのが今の法体系です。その結果、中間市もそうですけど、答弁にもありましたけど、実態に合わない絵に描いた餅のような実効性に乏しい法律となっているわけです。

これを国際的に見ますと、海外では、イタリアではマフィアというのがいます。このマフィアは、今イタリアでは、今でも暗躍をしていますけども、イタリア刑法ではマフィアは、非合法というふうになっています。マフィア庁という対応部局までイタリアでは存在しています。その暴力団の迷惑行為を規制する前に、その存在自体が違法だという考え方で成り立っている法体系であります。

我が国の場合は、そのようなことで、上位法が暴力団ありきの前提としてつくられている中で、下位法である各種の条例や規則で縛りをかけてもなかなか有効には働かない、このことが今、やりとりの中でもはっきりしてきたと思います。

実は、そういうことで今、市当局や市長に、どうするのかと具体的な対応を聞いても答弁が難しいのはよくわかります。ただ、今後中間市として何ができるのかについては、「まあ、こういうことだから仕方ない。」で諦めるのではなくて一緒に考えていければなというふうに思っています。

例えば一例なんですけども、客が暴力団員か否かを判断するのに、今、証券会社の協会である日本証券業協会では、警察庁のデータベースにつないで、指定暴力団構成員の氏名、生年月日、性別の個人情報を専用回線で即時照会をしています。「民でできることは民で」なんてキャッチフレーズがありましたけれども、民でやれていることが官ではやれていないというのも実態であります。これは中間市だけでできる問題ではありませんので、今後は法の整備も含めて国に向かって、このような実効性のある内容で発信していければと思っています。

何度も言いますがけれども、この問題については、今すぐこうするというのも難しいでしょうが、これだけ各種の不祥事が続き、市民からの不信感も強い中で、「暴力団の暴力のまち、中間」というイメージを何としても払拭しなければならないと思いますので、全市を挙げて方向性を定め、努力をしていければと思っています。

これについての答弁、やり取りはしません。ですが、そういうことでお願いをしたいと思います。

次に、2番目の問題に移ります。

国民健康保険税の滞納に対する処分の問題であります。

国保については、ことしから県単位化で実施をされて、東京都の調査では、国保料の負担軽減のために行っている法定外繰入を行わない場合は、2016年度に比べて国保税1.3倍にもなるとの試算を行っております。

中間市の場合は、国民健康保険運営協議会での答申では、ことしに限っては値上げはしない、そういう方針であります。しかし、もともと中間市の国保の加入者は、全国平均の所得に比べて58.5%、6割を切っています。しかし、逆に国保税は、全国平均をわずかですけれども超えています。国保税自体が非常に酷な税金になっております。

そうした中で、我が党の倉林参議院議員が国会で再三行った中で実態を告発し、無理な差し押さえの中止を求めてまいりましたが、このことに対する答弁を受けて、昨年7月から8月にかけて開かれた全国の自治体職員向けの都道府県ブロック会議で、厚生労働省が説明をした内容が各都道府県に周知されていたことが報道をされていますけれども、このような文書がこの中間市にも来ているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

米満収納課長。

○収納課長（米満 孝智君）

福岡県の医療保険課より、平成29年8月2日に電子メールにて通知されております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（5番 田口 澄雄君）

差し押さえで言いますと、こうした給与等とは別に、預貯金の差し押さえがあります。市によっては、給与といえども預貯金に移った場合は、給与としての扱いではなく、預貯金として即差し押さえをしているという実例も聞き及んでおります。中間市がそうしたことをしているとは思いませんが、今後これについては、しないでほしいと思います。

例えば、生活保護の場合ですが、最高額で生活保護基準額の6カ月分の預貯金の保有が認められているというふうに聞いています。これは、テレビとか冷蔵庫とか、耐久消費財が別にそのために保護費として支給されるわけではなく、常日ごろ受給している保護費の中から次の購入をしていかなければならないためです。そうした、健康で文化的な最低限度の生活を保障した生活保護法でも、100万円近い保有が認められているわけですが、国保加入者も、差し押さえというのは、この辺も含めて考慮すべきではないかと思えます。なぜにも、残っている預貯金が余裕の金というわけではないと思えますので、このことについての配慮を求めます。

差し押さえによっては、生活保護基準よりずっと下回る生活を余儀なくされているということにもなりかねません。また、国保の加入者が生活保護世帯よりずっと低い水準の生活を余儀なくされているという実態もあります。この辺については、亡くなられた松下市長にこの質問をしますと、「それなら全員保護を受ければいいのか。」という、これ自体は保護を受けられている方、日本では2割程度ですので、受けられる状況がありながら、その辺もありますので、市としては、その辺についてはどのような見解でしょうか。これ、市長。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

給与を差し押さえする際は、国税徴収法に基づきまして、給与収入から差し押さえ禁止額、これを差し引いた金額で差し押さえを行っております。

また、給与収入が差し押さえ金額に満たない場合でも、他の財産調査においても差し押さえができる財産がない場合は、地方税法に基づきまして、執行停止を行った上で毎年の財産調査により状況を把握いたしております。

○議長（下川 俊秀君）

田口澄雄君。

○議員（５番 田口 澄雄君）

国保の実態からして、保険税を7割軽減する世帯の所得の限度額は、年間33万円です。これは、1人であろうと何人であろうと33万円、ほかの5割、2割と少し違うんですけども、この33万円という所得、給与収入に直しますと98万円です。これを月にして12カ月で割りますと8万円を切りますね、切りませんか、やや、8万円少しですね。また、65歳までの年金生活者の場合、103万円です。この場合には、8万5,800円しか月にありません。結局、先ほどの国の示した差し押さえ禁止の範囲の世帯に課税をしているということになるわけです。このこと自体も本当は問題なんですけど……。そして中間市では、こうした7割軽減世帯、国保加入世帯の34%にもなります。実に3分の1がこうした実態で暮らしているわけです。余りにもひどい課税だと思います。

先ほどの質問でも、中間市のいろんなデータが示されましたけれども、基本的にあるのは、市民の所得が余りにも低過ぎるということです。ですから、本当に経済を回復するためには、その市民生活にどう支援を市として本当に取り組むのか、直接的に、そういうことが、私は非常に大事だと思います。

ただ、現実には、この業務に従事している職員というのは、中間市としてのそうした福祉も含めた財源確保という任務を持っているわけですから、そこはしっかりとした対応が求められると思います。大変な苦勞だとは思いますが、課税と徴収の適正化といいますか、負担能力がありながらなかなかこれに応じようとならない人には、厳しく対処をすることも必要だと思いますし、もともと負担能力のない、これらの数多くの人々には、幅のある、配慮のある対応をしていくことが、私は原則だと思います。

かつて中間市は、スローガンでしようが、「人にやさしい愛のまち」というのが封筒に刷られていました。ぜひ、そうした愛のまちであり続けることを、こうした徴収の現場の対応も含めてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

日本共産党の田中多輝子でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

就学援助制度である小学校と中学校の入学準備金の入学前支給について、お伺いをいたします。

就学援助制度である入学準備金は、生活保護世帯や低所得世帯を対象に、小学校と中学校の入学準備費用を援助する制度です。学校教育法19条に基づく措置であり、義務教育は無償とした憲法26条を実質化するものでもあります。受けられるのは、生活保護が必要な要保護世帯と、これに準じて市町村が定める準要保護世帯です。子どもの貧困対策を進める経済的支援の根幹でもあり、必要な世帯に必要な額を必要な時期に支給される必要

があります。

子どもの貧困が深刻になる中、2014年8月、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定され、子どもの貧困対策に関する大綱が策定されました。この大綱には、就学援助も位置づけられ、国として就学援助の実施状況を定期的に調査し公表するとともに、適切な運用、きめ細やかな広報等の取り組みを促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図ることと明記されております。義務教育段階の子どもの貧困対策には、就学援助の充実が大切だと国も考えているということです。

全国では、今春から、小学校は4割、中学校は約半数の自治体で就学援助の入学前支給がされます。お金のことを心配しないで学校に通えるように、必要な人に必要なときに支給する取り組みが広がっています。

平成28年度、本市に入学準備金を申請した小中学校の対象生徒は何人で、全体に占める割合はどれぐらいだったのでしょうか。教育部長にお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

入学準備金の対象者数でございますが、平成29年度では、5月1日現在で、小学1年生299名のうち、要保護、準要保護合わせまして75名でございます。中学1年生305名のうち、要保護、準要保護生徒合わせまして105名でございます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

本市では、小学校、中学校の生徒の約3割が入学準備金を利用しており、経済的に厳しい家庭が多いことがわかります。小学校、中学校入学時に必要な経費は、全部で幾らぐらいかかりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

小学校ですと、教材費、体操服、ランドセル等約4万5,000円が必要となると計算しております。中学校ですと、制服、体操服、通学バッグ等、およそ5万5,000円程度と計算しております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

小学校、中学校入学時には、小学校4万5,000円、中学校5万5,000円と、かなりの経費がかかり、実際にはもっと多くの経費がかかっていると思われます。低所得世帯

では、それが家計に重くのしかかっています。

国は、2017年度予算で、要保護世帯の新入学児童生徒に対する入学準備費用の国の補助単価を、小学生は2万470円から4万6,000円に、中学生は2万3,550円から4万7,400円に、約2倍に引き上げました。それに倣い、準要保護世帯の引き上げも、これと同じ額は必要です。準要保護世帯への入学準備金の額は、幾らでしょうか。また、就学援助の所得基準は、生活保護基準の何倍でしょうか。お願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

田中教育部長。

○教育部長（田中 英敏君）

まず、入学準備金の支給額でございますが、平成29年度は、小学校2万470円、中学校2万3,550円でしたが、平成30年度から、小中学校ともに、要保護世帯と同額の、小学校4万600円、中学校4万7,400円を支給することとしております。

また、就学援助の所得基準につきましては、生活保護基準の1.3倍となっております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

本市では、昨年度の就学援助の所得基準が、生活保護の1.25から、今年度は1.3に上がりました。金額は、要保護世帯と同額となり、一步前進だと思います。平成28年度のデータによると、県内では1.5の自治体が7市町村あり、引き続き生活保護基準の1.5倍を目指してこれからも検討していただきたいと思っております。

入学準備金は、かかる費用と支給額に乖離があり、これは是正していかなければなりません。教育扶助を受ける世帯と教育委員会が扱う入学準備金の給付を必要とする準要保護世帯とは、所得の水準にほとんど違いはありません。準要保護世帯も、教育扶助を受ける世帯と同じように援助を必要とする世帯です。支給の時期も入学後では間に合いません。児童生徒が援助を必要とする時期に速やかな支給が行われるよう十分配慮することが大切です。

就学援助制度は、子どもの貧困対策の一つです。子どもの貧困対策法では、子どもの貧困対策は、自治体の責務とされています。このことを子ども施策の中心に置いた政策を求めます。

子どもの入学時の経済的負担は大きく、入学後の支給では間に合いません。就学援助費は、費用の全てをカバーしておりません。だからこそ、入学前に必要なお金が保護者にわたっていることが重要です。入学準備金の入学前支給が喫緊の課題となっております。

平成29年3月には、文部科学省中等教育局長の名で、各都道府県教育委員会教育長宛てに要保護者への援助に対して通知が出されております。援助が必要な児童生徒等の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう市町村教育委員会に周知いただきま

すようお願いいたしますというものです。これは、準要保護世帯にとっても同じです。

文部科学省調査平成29年度就学援助制度によると、福岡県内では、入学前支給を実施または実施予定の市区町村数は、小学校57%、中学校では60%にも上っています。福岡市では、平成27年から、3月の入学前支給を実施、北九州市では、平成30年3月上旬からの支給開始、飯塚市も平成30年3月実施、田川市は平成31年実施に向け、今春予算要求するそうです。水巻町は既に3月支給を実施しております。岡垣町、遠賀町も平成31年に入学前支給を予定とのこと。周辺自治体も開始しているところがふえており、県内でも約6割が実施しております。中間市も入学準備金の支給時期を小中学校入学前の3月までに支給してはいかがでしょうか。教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

議員ご指摘の入学準備金の入学前支給につきましては、福岡県内でも入学前に支給する自治体がふえてきております。本市でも他自治体の手法を参考に検討を行っているところではございますが、要件、認定時期、支給方法など課題も多く、現時点での実施は困難な状況でございます。

しかし、経済的に苦しいご家庭の状況も十分に理解できますことから、今後も前向きに検討してまいりたいと存じます。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

子どもの貧困と格差が大きな社会問題となる中で、就学援助が果たす役割はますます重要になってきます。全国で入学準備金の前倒しが実現しておりますが、実施自治体の多くが3月支給の中、神奈川県大和市では、2016年から、中学校の入学準備金が入学後の8月支給から前年の12月支給へと前倒しされました。10月までに認定を受けた小学校6年生が対象です。小学校の入学準備金についても、今年度は3月支給、来年度からは中学校と同時期の12月支給に前倒しされます。

近年、保護者の切実な声に応え、周辺自治体でも入学準備金の入学前支給が進んでおります。本市でもシステムを導入し、入学準備金の、遅くとも3月までの入学前支給をお願いいたします。そして、その後は12月支給を目指して検討していただきたいと思っております。

現在、本市の入学準備金にかかわる認定作業は、職員1名が必要なデータをエクセルに入れ作業をし、もう何年もそのやり方が変わっていないそうです。事務も年々煩雑になっており、これではとても時間がかかります。職員の事務負担軽減は市民サービスにも直結します。入学準備金の入学前支給を開始できるようシステム導入をお願いいたします。

福田市長にお聞きいたします。福岡県内、そして周辺自治体では、前倒し支給が進めら

れております。子どもの貧困が言われているときに、入学前に必要なお金がなくて、カード会社での借り入れや消費者金融などで借金をした後に入学準備金を支給してもらわなければならないのは、経済的に苦しい家庭にとって大変だというのはおわかりになると思います。子どもの貧困が深刻になる中、全国的に前倒しする自治体が広がっております。この時期、入学するお子さんがいる家庭では、就学援助制度の対象となっていない世帯でも入学の準備は大変です。まして、生活困窮世帯では、なおさらです。

先ほど市長は答弁で、教育環境の充実を言われておりました。生活が苦しい世帯の立場に立っていただいて、入学準備金の立てかえをしなくても済むように、入学準備金を入学前に支給を求めることについて、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

今おっしゃられるとおりで、本来ですと、よろしくそちらのほうを検討したいのですが、私性善説を非常に信じているのですが、世の中には前倒しでお金を国から、県から、市からもらったものの、途中でそのもらったまんま、言い方は変かもしれませんがけれどもよそに行ってしまうという事例もあるというふうに聞いております。ですから、我々市としても、そちらのほうをよく踏まえながら検討していきたいなと思っております。

○議長（下川 俊秀君）

田中多輝子さん。

○議員（6番 田中多輝子君）

憲法第26条では、「義務教育は、これを無償とする。」とうたっています。しかし、実際には、義務教育段階から制服やかばん、部活動、副教材などを初め学校教育で必要とされているのに、その多くが子育て家庭に重い負担となつてのしかかっております。こうした中で、全国で6割に上る自治体が入学準備金の入学前支給に踏み出しています。今や、義務教育は無償という憲法に近づける努力こそが必要という認識が広がっているものだと思います。

本市も入学準備金の入学前支給を早急に開始し、憲法を具現化する具体的取り組みを今後も求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

.....
○議長（下川 俊秀君）

次に、柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。通告書に従い、質問いたします。

まず、観光DMO設置効果検証事業について、観光客の増加、地域ブランド力の強化を図り、地域活性化を目指すとありますが、市としての基本的な考え方、さらには具体的な

取り組みについて、担当部課長にお聞きいたします。

○議長（下川 俊秀君）

佐伯総合政策部長。

○総合政策部長（佐伯 道雄君）

本市は、世界遺産もあるまちとして、観光ツアーの造成や市外からの観光誘客に努め、世界遺産登録前の観光客数は三大まつりを中心に、平成26年度約4万9,000人に対し、登録直後の平成27年度には、三大まつりや世界遺産見学者、フットパスなどのまち歩きを含めて約9万2,000人の観光客が訪れております。

国におきましても、観光が果たす地域活性化への潜在力の高さに着目し、2020年までに国内旅行消費額を21兆円、訪日外国人旅行者数4,000万人、同消費額8兆円を目指し、観光を国の基幹産業へ成長させることを目指しております。そのため、観光地の一体的なマーケティング、ブランディングなどを積極的に推進する専門組織である日本版DMOを全国各地で形成・育成していくとされております。

日本版DMOとは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための法人とされております。現在、157の候補法人が登録されているとともに、平成29年11月に日本版DMO法人登録の第一弾として41法人が発表されております。

このように、国を挙げて観光による地域振興が始まっている状況において、本市も、近隣観光地から積極的に観光客の誘客を図らなければ観光空白地となり、地域経済の停滞や閉塞感を引き起こす恐れもあります。

そこで、本市の観光振興に関する基本的な考えでございますが、今年度内に策定いたします中間市観光基本計画で提言されました市内観光関係者との連携強化を進め、実現性の高い観光基本計画とするためにもDMO法人が果たす役割や機能を参考に、地域経済の活性化につながる観光振興を進める必要があると考えております。

具体的には、幅広い産業分野や交通関係者などを交え、観光素材の掘り起しや魅力ある観光地として競争力を高める手法を協議するワークショップや研修会の開催を計画しております。さらに、DMOによる観光振興の事例調査やDMOの機能や役割を検証し、観光都市なかまの構築につながる組織の立ち上げを検討するため、新年度予算にて200万円の計上をしております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

DMOとは、Destination Management Organization、もしくは、Destination Marketing Organization

on。日本語に直訳しますと、目的地管理団体または目的地マーケティング団体で、国の推奨します地方創生の一環とされており、観光庁は、「地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」という形で定義をされています。

地域の中心となって観光を盛り上げる団体とも言われています。この事業を進めるに当たって、どの部署が中心となり進めていくという形になるのですか。担当部課長にお聞きいたします。

○議長（下川 俊秀君）

佐伯総合政策部長。

○総合政策部長（佐伯 道雄君）

DMOにつきましては、現在のところ、世界遺産推進室の観光政策係が資料収集などを行っておりますが、新年度以降も効果検証事業につきましては、引き続き観光担当係が進めていく予定でございます。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

そういう中で、まだ定かでない問題であります。中間市として、十分議論を重ねていかなければならないし、市民生活を特に重視しながら、市民の皆さんが納得できる取り組みが今後とも必要ではないかと思えます。

次に、チャレンジショップの事業について、お聞きいたします。

新規事業者が市内で定着できるための市としての具体的な考え方をお聞きします。担当部課長、よろしく願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設産業部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

中間市チャレンジショップは、本市の新規起業者への育成支援及び中心市街地のにぎわい創出を目的とする施設であります。

現在、来月下旬の開設に向け、準備を進めているところでございます。この施設をハーモニーホールの一画に整備することにより、本市の公共交通の拠点であるJR中間駅から県道48号線へと延びる1,300メートルの幹線道路周辺に、駐車場が整備された公共施設や飲食店等が立ち並ぶ環境の中で、チャレンジショップ出店者が多くの経験を積み重ね、経営力の習得やニーズの把握等ができると考えております。その上で、チャレンジショップ出店者が実際に市内で起業し定着するには、本市はもとより、専門知識を有する指

定管理者、商工会議所、市内金融機関等が連携し、適切な指導・支援を行っていくことが必要不可欠であると考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

行政視察で、先月、瀬戸市に行かせていただきました。銀天街の店舗を市が焼きそば屋に改良し、3万円の家賃をチャレンジ期間は1万円で貸し出すということでした。土日は人の流れはあるとのことでしたが、私たちが行きました平日は、大変厳しい状況でございました。

中間市においても、チャレンジされる方が定着できる取り組みが具体的に必要ではないかと思われまます。中間市として、新規起業者の方に対してチャレンジ後の何らかのアクションについてお聞きしたいと思ひます。担当部課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（下川 俊秀君）

北原産業振興課長。

○産業振興課長（北原 鉄也君）

現在、商工会議所主催の創業スクールを受講し、市内において新規に起業される方を対象に、最大で50万円を補助する中間市新規起業者支援補助金がございますが、今後は、チャレンジショップに一定期間出店した方もこの補助金の対象となるように検討しております。

これまでに、スクール受講者29名中、4名の方がこの補助金を受けて市内に開業しておられます。このように、さまざまな角度からチャレンジショップ事業の推進を図りながら、出店者が安心して市内で起業し、定着、発展できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

起業者の皆さんを初め、それを支える住民の皆さんが、この中間市で生き生きと生活ができ、お互いに元気なまちづくりにしていかなければならないと思ひます。今後とも、議論を重ねながら十分な取り組みをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

.....

○議長（下川 俊秀君）

次に、梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

黎明会の梅澤でございます。今回が初めての一般質問になります。

私は、昨年6月市議会選挙におきまして、市民の方の信任を受け、この壇上に立たせて

いただいております。支援者や近隣住民等の要望の中で、やはりまだ根強く話題に上がるのは、合併についてでございます。特に関心の高い地域は、北九州市と隣接している自治区でございます。しかしながら、彼らが口をそろえて市及び市議会に対する不満を吐露するわけでございます。

このような状況の中で、昨年度11月に佐々木晴一氏が中心とした北九州市との合併を実現する会が署名運動を行い、合併大会が開かれ、1,986名の署名を北九州市へ合併を求める本請求をした次第でございます。しかし、北九州市より時期尚早であるとの回答がございました。また、北九州市より、2004年時は合併特例債があったが、今回は双方にとってメリットを見出せない。議会を初め、機運も盛り上がっていないとの返答が返ってきたわけでございます。

私個人といたしましては、北九州市と同様に互恵関係を維持できない状況であれば、時代にマッチした手法で連携等を進めていくべきであると考えております。

平成28年4月に、中間市は北九州市との間に北九州市圏域連携中枢都市圏連携協約書を締結いたしております。経済及び都市機能並びに生活機能に関して協力して行う政策であると明記されており、市民サービスの充実を図る上で大変すばらしい協約であると考えております。しかし、実態は名ばかりで中身が伴っておらず、機能がなしておりません。この連携中枢都市圏構想に関しましては、また改めて一般質問の場で質問したいと考えております。

少し長くなりましたけれども、通告書に基づき、福田市長の公約について一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、福田市長、市長は、昨年市長選において全力発信を行動の指針として訴えられ、有権者の信頼を受けられました。私は、市長が掲げられた「全力発信」の意味するところは、政治行政の推進において一点の曇りもない、クリーンで市民に寄り添う政治姿勢を持たれるからこそ掲げられる政治行政スローガンであろうと理解をしております。こないだ、同僚市議が逮捕、起訴されるという市の信用を揺るがす事案が惹起いたしました。過去にも不正事件等々著しく市民の皆さんの信用を失う事件があり、市及び議会の責任が大きく問われたところでございます。

ここで、お伺いいたします。市長におかれましては、昨年4月の出馬表明以降、公職の候補者として、公職選挙法及び政治資金規正法並びに中間市政治倫理条例に反する行為はないものと信じておりますが、有権者の皆さんの信用回復のためにも、市長よりクリーンな政治家であるという力強いお言葉をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

私のことを多大に評価していただきましてありがとうございます。全くそのとおりで、

私自身、選挙のときに申しましたように、市のために、はっきり言って滅私奉公いたすつもりでありますので、今言われた一点の曇りもないというふうに自分では、もうそういうふうに行動しております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

今ご答弁されたのは、クリーンな政治家であるというような内容でしょうか。もう一度、イエスカノーかでお答えください。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

はい、そのとおりです。イエスです。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

力強いご答弁、ありがとうございます。ご答弁いただいた内容を踏まえ、次の質問に移ります。

次に、信頼回復のため、またイメージアップのため、どのように市政運営に取り組んでいかれるおつもりでしょうか、お聞かせください。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

昨年6月より、市長選挙により、多くの皆様から本当に負託を受けまして、市長に就任いたしました。立候補に当たりまして、私、このまちにはまだまだ生かされていない財産がたくさんある。そして、その魅力を掘り起こして、磨き上げていくことにより、もっとこの中間市は魅力的なまちになる。そして、多くの人から愛されるまちになれるという気持ちを持って、言い続けて、うたい続けております。

しかしながら、その気持ちも掘り起こして、ただ磨き上げるだけでは効果が得にくいことから、このまちが、私は魅力をより広く、そして効果的に多くの人に伝えるために、この「全力発信」ということをモットーに市政運営に臨んでいるところでございます。

議員ご質問の、市職員や議員、そして中間市民のこれまでの事件や不祥事による信用失墜に対します本市のイメージアップの取り組みでありますが、これは、今後の政策の成果をもってアピールしていくほかはないと考えているところでございます。とりわけ、その政策の中でも力を注いでまいりたいのが、これまでのこの中間市に根づいていなかった観光、この分野でございます。ただ、私の考えるこの観光というのは、風光明媚な観光名

所を点と点でつなぐものだけではなく、フットパスの取り組みでもおわかりいただいたように、このまちに住む市民の一人一人が、このまちの魅力にみずから気づいていただくことから始まることと思っております。そして、雄大な1級河川であります遠賀川、そして桜の名所、きょうも新聞に出ておりました、梅の花が満開だということもあります。そういった垣生公園ほか、市内に点在する歴史的遺産、史跡、神社仏閣等々を有機的に連携させまして、稼ぐことができる仕組みづくりを構築するために、新年度に観光DMO構築に向けた予算を計上させていただいているところでございます。

また、そのほかの公約といたしましては、市立病院の建てかえですとか、学校給食の無償化につきましても、また4月から新たなセクションを設けまして、専門的かつ集中的に議論を進めてまいる所存でございます。そして、全てにおいて優先する市民、こちらの安全安心に必要不可欠であります警察署の誘致、こちらにつきましても、任期中は、私は諦めることなく陳情、活動、こちらを継続してまいります。

そして、もう一つの公約、ニューコンパクトシティ、この構築につきましても、新年度で予算を計上させていただいているところでございます。

以上のように、市長就任から9カ月が経過しまして、今回初めての当初予算の編成でございますが、確実に多くの市民の皆様とお約束いたしました公約を実現していくための予算でございます。この議会、そして議員各位のご理解とご協力を賜りまして、そうすることによって、必ずやイメージアップするものというように確信しております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

観光事業をメインに発信するという内容は承知いたしました。昨年11月12日の全国フットパスも、その観光事業を先駆けての一つであったと認識をしております。前日のイベントと合わせ、5万人を超える来場者があったと伺っております。私自身も体験をさせていただきました。今回、中間市としても大変有意義なイベントであったと感じた次第でございます。

しかしながら、市長のおっしゃられている観光事業の内容については、やはり一過性のイベントで終わってしまうのではないかという懸念は拭えません。市長、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

イベント事業というのは、やるときは皆さんそうおっしゃるんです、一過性だと。でも、基本的に、こちらがやめれば一過性なんです。続けることが一過性ではないという証拠になっていくんです。これは、残念ながら、対費用効果があるからやるとかそういうもので

はなくて、こちらの思いがそちらに通じているからやり続けるものであって、無駄なものをやり続けるなんてそういう浅はかなことは考えておりません。いずれにしろ、これは長くやるべきものであって、私が掲げている観光事業、そしていろいろなもろもろのイベント、これは決して一過性のものではないとご理解していただけたらと思っております。

もし、一過性で終わるものであるならば、初めから僕なんかそういう提案はしませんし、市のために何としてでも昨年行われました、延べ6万人以上来てくれたんですけども、そういった魅力があるわけですから、あるイベントを通じて全力で発信して、たくさんの方々に中間に来ていただいて、それで徐々にそれを定着させていくというふうなところまで持っていければいいなということで考えておりますので、決して一過性ではないということをご理解ください。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

市長、中間市の財政状況は、ご存じのとおり非常に厳しい状況でございます。毎年500名ほどの人口が減少しており、税収も軒並み減収しております。また、一般的に財政の硬直化を図る指標として見られる経常収支比率は、先ほども柴田議員がおっしゃられたとおり、99.4%と他の自治体と比べましても非常に厳しい状況下に置かれております。

市長が全力発信されようとしている内容は、本当に今必要な内容なのでしょうか。財源がない中で一過性のものをつくり上げているのではないかという懸念は、やはり拭えませんが、私個人としては、財政的に厳しい状況である中で、取捨選択していく内容を精査すべきであると感じる次第でございます。また、中間市の税収を上げるために尽力すべきであると提言をし、次の質問に移りたいと思います。

次に、給食費の完全無償化について伺います。

昨年、9月7日の田口議員の一般質問の際に、スケジュールに関して市長は、私の任期中にぜひとも実現されるとはっきり明言をされているわけですが、まずはこの給食費完全無償化の目標を教えてくださいませんか。お願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

現在、学校給食の無償化に向けまして、現状における課題の洗い出し、それと必要となる財源確保等について検討しているところです。

また、今議会において、機構改革を目的とします中間市事務分掌条例の一部を改正する条例を上程させていただいております。それに関連しまして、教育部に学校給食係の新設を予定しておりまして、学校給食に関する事務や給食費の無償化に向け必要となります制

度設計の構築を行うこととしております。今後は、新体制のもと、学校給食費の無償化に向けて実施方法や実施時期などについて、引き続き検討してまいりたいと存じます。

それと、無償化についてなんですけども、これは補足になりますけども、無償化させることというのは、予算さえ付けばできるものであり、ただそれはやればよいというものでも僕はないと思っています。その意味です。何事も、形だけを見て公約が終わったとか、公約を実現したとかじゃなくて、その中に秘める意味が大事だと思うんです。じゃあなぜ無償化しなきゃいけないのか。なぜ無償化をするのか。これは、無償化を受ける子どもたちにも重々教育として理解してもらわなきゃいけないし、そのご両親の方にも、家庭の方にも、無償化がなぜ大事なのか、その無償化をするためにどれだけの努力をしているのかということをもみんな納得した上での実現だと僕はと思っています。ただ形だけを、物事はそうなんですけども、やろうやろう。先ほど質問がありました、観光に対するものをやるとか。例えば、イベントをやるかと言うと、「形だけじゃないですか。」と言われます。それは、形だけを見て言っただけのことだと思っています。違うんです。その中には、必ず意味があるんです。物事というのは、この意味がわからない限りはやっちゃいけないと思っています。ですので、よく今聞かれます。「給食費の無償化はどうなっていますか。」と本当に質問されます。それは、私は、意味をきちんと理解していただくからというふうに思っていますので、そういった専門の部署、担当をつくって、きちんとそれは実現に向けてやっていく所存でございます。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

平成30年度の機構改革案には、学校教育課の中に給食係を設置されると伺っております。しかしながら本来、公約実現に向けてのプラン策定等の予算が今回に反映されていない状況でございますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

ですから、今申し上げましたように、私の一つの公約というのは、実は一個一個じゃないんです。全てつながっているんです。これは連動しているんです。何かをこうやるから、そのものために力を尽くすのではなくて、まず一番大事なものは何かと考えてください。これは、先ほどおっしゃったように、財政が大変逼迫して赤字財政もいいところです。これ以上ほったらかしにして何もしないのであれば、多分沈みゆく、何も夢も希望もないようなまちになるんじゃないかなと僕は一番危惧しております。その中で、今何をすべきなのか、何を一番やらなきゃいけないのかなと考えたときに、まずは、このまちに財政をプラスするためには、今までのようなやり方では何もお金は生まれないんです。そこで、僕と

しての考えは、外からお金を、ちょっと汚い言い方かもしれませんが、失礼します。外からお金を中間に入れてくれる方法は何なんだろうかと。その一つが、例えば企業誘致であったり、あるいはお客さんが1人でも多く来てくれることじゃないのかなと。そのための、僕が言っているイベント、もろもろ観光、それが全て入っております。そうするとどうなるかと言うと、今まで中間を知らなかった人たちが中間を知ってくれるわけです。「中間というのは、こんなにおもしろいところだったのか。」と思って、今まで議員もおっしゃられたいろいろな噂、あるいはいろんな失態事でイメージダウンしていたと思います。それが、「このまちは変わったね。」と例えば言ってくれるようになりますとしましょう。そうすると、今まで、例えば10人しか来なかったところが100人来るようになったら、10倍のお客さんが来ますよね。問題は、来てもいいけどそこに何もなければしょうがない。ただ、ぬれ手でアワで帰らせてしまう。

昨年行われたイベントに関しましても6万人延べ来てくれたんですけども、実際じゃあ6万人の人が中間市で何か買ってくれたのかなとか。逆に言えば、宿泊もしてくれなかったのかな。ないんです。お土産もなければ宿泊施設もない。でも、最初に宿泊施設をつくるよと言うと、予算が問題になってくる。予算がないのにホテルが建てられるわけがない。

まず僕が考えているのは、まず人が来るようにしましょうと。必ず周りの人から言われます。「ホテルないんですか。お土産はないんですか。食べる飲食店はないんですか。何か名物はないんですか。」と。「せっかく来たのに、どこかめぐるルートはないんですか。」と。そのために我々は、ソフトの充実を図ろうじゃないか。そのための予算組みをさせていただいております。そうすると、人が来ますから、泊まる場所をつくろうじゃないかと言って、民間からホテルを建てる企業が来てくれたり、あるいは、ほかからおいしいものを提供してくれる居酒屋、あるいはレストランが来てくれたりするんじゃないでしょうか。今、この現状においてハード部門をつくろうとしたって、これは絶対に無理なんです。まずは、一番大事なのは、中間市が、中間市自体がやる気のあるまちになったよと。みんなが本当に危機の中でもにこにこして本当の中間という名前が人間のにんべんを加えて、本当に仲間になるんだよということを僕は全力発信をすることによって、周りから人が来る。人が来るから、当然必要なものができる。必要なものができれば、そこでお金を落としてくれる。そのお金、予算は全てうちの財政に入ってくる。入ってきたら、今言われている、僕の言っている給食無償化であったり、あるいは市立病院の建てかえであったり、あるいは警察署の誘致、これも非常に難しい問題ですけども、でもそれは、必要だからやれることであって、その勇氣はどこからくるかと言うと、やっぱりたくさんの方々に来てくれるところから始まるんじゃないかなというふうに僕は思っております。

ですから、今議員お尋ねの、一つの事例について質問されたときに、僕の答えとしては、その事例についてだけは、お答えするのではなく、全体を見てほしいなというふうに思っております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

学校教育に関しましては、食育だけではなく、さまざまな問題が山積していると思います。いじめ、人権問題、2020年から始まる英語教育、新学習指導要領に伴うプログラミング言語学習、また教職員の働き方等、挙げれば切りがございません。

その中で市長が食育というものを教育の第一の柱として掲げていらっしゃるわけですが、私個人といたしましては、学校教育と家庭教育は結びつきの強い問題であると考えております。家庭教育の充実、幾ら学校給食を無償化するといっても、家庭環境を改善することにはつながらないと思います。また、そのような財源は中間市にはないと考えております。まずはしっかりと協議を行えるような組織づくりをすべきであるとする次第です。

市長は、昨年6月23日、市長就任後、市役所にて、就任後初の記者会見を開き、公約実現に向け、8月までに外部有識者などで作る市長諮問機関、経営戦略会議を設置する意向を発言されております。これは間違いありませんか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

その方向性でいっておりました。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

同戦略会議は、学識経験者や民間経営者のほか、市幹部らで構成し、市長が選挙戦より掲げられていた五つの公約実現のため、協議する機関となっていると説明をされております。また、昨年9月には全面的に内容撤回し、委員の選定や会合などの時間を考慮すれば、逆にスピーディーさを欠き、各公約の実現は既存の部署でも対応が可能と執行部側からの回答がございました。はっきり明言されていた内容を撤回された理由をもう一度市長よりお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

当然ながら市長になる前、あるいは、なつてからというもの、慌ただしい日々を送っている中で、今言われたものを、機関を立ち上げると。そのほうが一番市政としては行くんじゃないかなというような考えでございました。しかしながら、実際に行政に携わって見たところ、いろいろ職員と関係部署と話をして考えたところ、僕の考えている、ちょっと、

余りにもちょっと早急過ぎて、そこまで早急にやる必要はないですよと。もっともっとゆっくり考えて、精査をして、今だからこそ、一回とまって、立ちどまって、深く考えるのが大事じゃないかなというふうなことで、決断した次第でございます。ですから、私が言ったことが全て何でも実現することが行政ではないので、言っている中でも、できることと、できないこと、やらなきゃいけないことがいっぱいあるんですけども、できることというのは限られていたりするんですね。ですから、今、おっしゃられているように、僕が言っていることがまずできなかつた。これがもし議員がおっしゃるように、それに対して、何か僕に責任があるというような感じを言うのであれば、それは僕は申しわけない。早急にできなかつたこと、これはおわび申し上げます。ただしながら、それは、早急過ぎただけであって、なくしたわけではない。もっと、精査して考えるべきじゃないかと、そういうことだと私は認知しております。

○議長（下川 俊秀君）

梅澤恭徳君。

○議員（12番 梅澤 恭徳君）

わかりました。やはり、学校教育と家庭教育の整備をより充実化させていくべきであると私は感じる次第でございます。予算の内容で、教職員の方の負担軽減と生徒に対する心のケアであるスクールソーシャルワーカーの設置は非常に評価するわけでございますが、先ほども申し上げましたが、中間市は非常に厳しい財政状況でございます。財源において、また、本当に今食育というところに焦点を当てるべきであるのか、疑問に思うところがございます。まずは教育環境の整備及び家庭環境の整備を整えていくべきではないかと感じます。

最後に、私は、教育とは人材を育てるものであると考えております。ふるさと中間市のために、しっかりと教育環境づくりをしていく上で、多岐にわたる分野の方々との協議が必要ではないかと考え、そこで、今後の中間市の教育水準を上げていくための論議をすべきであると提言をし、私の一般質問を終わります。

○議長（下川 俊秀君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。初めに、就任後初の予算編成、市長、大変にお疲れさまでございました。12月議会に私が取り上げた読書通帳機につきまして、早速予算計上していただき、大変にありがとうございました。

通告に従い、一般質問を行います。

学校での心肺蘇生教育の普及及び推進について、質問いたします。

平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速に設置が進み、AEDの

使用により救命される事例も数多く報告されるようになりました。しかしながら、いまだ、なお、毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しているそうです。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず、救命できなかった事例も複数あると伺っています。このような状況の中、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、児童生徒を対象に、AEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校もふえてきております。本市においても、児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るためのより安全な教育環境の構築をお願いしたいと思います。そこで、市内小中学校のAEDの設置状況及び本市の教職員へのAED講習などの救命講習はどのように行われているのか、お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

まず最初に、AEDの設置状況につきましては、現在、各小中学校の管理棟に1台ずつ設置しております。そして、定期的に保守点検を行っているところです。

児童生徒への指導につきましては、学習指導要領において、中学校の保健体育科の授業で、心肺蘇生法に関する学習が位置づけられており、AEDの使用方法についても学習するようになっております。

小学校の学習指導要領におきましては、心肺蘇生法についての位置づけはございませんが、止血方法など応急の手当について学習するようになっており、その上で、いざというときには、まず大人に知らせること、複数名で対処に当たることなど、救命に対する意識を持たせることに重点を置いた指導を行っているところでございます。その際、AED本体につきましても、教科書の写真や実物を活用しながら学んでおります。

さらに、水難事故防止訓練や防災避難訓練の機会を利用し、消防署員の指導により体験的な学習の取り組み等も行われております。

そして、教職員研修といたしましては、各学校の実情に応じ、消防署員の指導により、実際にダミー人形やAEDを用いた実技を学ぶ、救急救命講習を実施しております。PTAや校区まちづくり協議会等との合同研修として実施したり、児童生徒への講習に教員も参加するなど、各学校で工夫しながら取り組んでおるところでございます。また、学校外での開催される研修へも、先生方は積極的に参加しているところでございます。

なお、これまで、本市の中学校で、AEDを使ったような事態は発生しておりませんが、いざというときに迅速に対応できるよう、水泳学習や持久走等を行う場合はAEDを近くに置いておくなど、万一の事態に備えているところでございます。

今後とも、さまざまな学習活動を通して、心肺蘇生法に関する学習を進めてまいりたい

と考えているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

さいたま市の死亡事故は駅伝の校内記録会で、校庭を1キロ走り終えた直後に倒れたそうです。しかしながら、経過観察が甘く、呼吸も脈拍もあると判断し、AEDを含む心肺蘇生法は行われませんでした。教職員のより実践的な訓練の必要が求められるのではないのでしょうか。

先ほどのご答弁で、本市の学校現場におけるAEDの使用実績はないということで、大変幸いなことですが、児童生徒の生命を守る危機管理の一つとして、全教職員に救急救命講習を受けていただきたいというふうに思っております。先生方は全員救急講習を受けておられるのでしょうか。もう一度、確認します。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

AEDが設置されてからのAEDの研修会、実技講習会には、よく消防署員の方を来ていただいたり、また、そういったスポーツ健康課の主催の、県の主催の講習会等にも先生方はほとんど参加しております。全員が一挙に行くというんじゃなくて、年次を追って数名ずつ参加するとか、そういったこともしておりますし、また、新任の先生方がただいま多く入ってきておりますので、そういった先生方にもAEDの使い方、躊躇なく使えるように、そういった研修を進めているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

今回質問するに当たり、担当課より小中学校のAEDが新しい物に変わるというふうに伺いました。ぜひとも、全教職員にしっかりとした講習を受けていただき、それをしっかりと教育委員会としても把握していただきたいというふうに要望したいと思えます。平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領では、保健体育科、保健体育分野において、心肺蘇生法などを行うことと表記され、解説には、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法などを実習を通して応急手当ができるようにすると明記されていると伺いました。より一層の教育現場での取り組みが必要と思われまます。北九州市では、平成21年からスクール救命士講習を開始し、受講した女子生徒が心肺停止になった父親に心臓マッサージをして、一命をとりとめたというケースがあるとのこと。これこそ、生きる力につながる、まさに真の教育だと言えるのではないのでしょうか。

さまざまな課題が教育現場に持ち込まれ、先生方の大変さははかり知れませんが、どう

か、次の世代の担い手になりゆく子どもたちのために授業内容を工夫し、実践的な教育を取り入れ、たくましく生き抜く力を育てていただきますようお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

定住促進事業の推進とパッケージ化について質問します。

平成27年の国勢調査の結果、本市の人口は5年前より、2,414人、率にして5.5%減少しておりました。単純計算で、毎年480人以上減っていることとなります。ちなみに、近隣自治体の人口減少率は、北九州市1.6、遠賀町1.5、岡垣町1.7、水巻町3.4、芦屋町7.6であり、中間の5.5は芦屋町に次いで高い数値であります。一方、高齢化率は、県の資料によると、29年4月現在で、中間市は35.8%。県下26市の中で嘉麻市の次に高い水準であり、この5年間で約5%進展しています。

ちなみに、北九州市29.6、芦屋町30.2、水巻町30.9、岡垣町31.5、遠賀町31.8、中間市の35.8がいかに高いか、おわかりいただけると思います。近隣に比べ高齢化が著しく、出生数より死亡数が上回る自然減と転入より転出が上回る社会減が相まって、人口減少が顕著な本市にとって、定住促進は最重要課題であり、最優先で取り組まなければならない政策であります。

そこで、改めて、本市が行っている定住促進事業についてお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

佐伯総合政策部長。

○総合政策部長（佐伯 道雄君）

定住促進事業の推進につきましては、平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されて以降、福岡県、県内市町村及び関係団体が一体となって空き家等の対策を総合的に推進し、定住促進策に取り組んでいるところでございます。

本市におきましては、空き家等を有効活用し、市外から定住を呼び込み、人口増加を図ることを一つの目的として、平成27年4月に中間市空き家バンク制度を立ち上げ、市ホームページや住宅フェアなどを開催し、市内にある空き家の紹介を行っております。

また、空き家を有効活用した事業として、市外から市内へ移住を目的に空き家バンク物件を購入した場合を対象とした中古住宅購入補助金制度や中古住宅リフォーム補助金制度、並びに市内の高齢世帯を対象とした住みかえ補助金制度、さらに、中古住宅購入後に解体を行い、新築するための補助金制度も実施しており、子育て世帯の定住支援に努めているところでございます。

平成27年度から3年間で空き家バンクの登録件数は、1月末現在で143件の登録があり、そのうち、85件が成約に至り、空き家の減少はもとより、定住促進につながっているところでございます。

これまでも住宅フェアやイベント等などで、空き家物件を紹介するとともに、本市のよいところを集約したPRパネルやパンフレットの作成、特に、中間市で暮らす人々の様子

や子育て関連などの制度、公共施設の場所や特産品など市のことが一目でわかる情報冊子の作成に取り組み、中間市に関心を持ってもらうよう努めてきたところでございます。

今後は、ますます人口減少による少子高齢化が進展する中で、より一層、定住者をふやしていくためには、本市の魅力を改めて精査し、一人一人の方に正確かつ丁寧に伝えることができるよう市内連携を図るとともに、また、近隣市町村の移住定住支援策の動向を見ながら、中間市に住んでみたい、住んでよかったと思えるような本市にしかない魅力のある施策をこれまでの取り組みをもとに検討してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

本市の空き家バンク制度は、全国的にも高く評価されて、多くの方が視察に訪れていることは承知しております。大変にすばらしいと思っております。

平成27年から3年間で143件の登録があり、85件の成約ということですが、市内市外それぞれ何世帯で何人になりますか。内訳をお願いいたします。

○議長（下川 俊秀君）

志賀住宅都市交通対策課長。

○住宅都市交通対策課長（志賀 由浩君）

平成29年度におきましては、市外から市内は11物件25名、市内から市内は10物件32名、企業からの成約につきましては4物件。平成28年度におきましては、市外から市内は15物件32名、市内から市内は7物件15名、企業からの成約につきましては4物件。平成29年度におきましては、市外から市内は11物件39名、市内から市内は15物件31名、企業からの成約につきましては8物件となっており、年々増加傾向となっております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

3年間で、33世帯96人の方が市外から中間市に転居されてこられたということで、よろしいですか。いいですか。

○議長（下川 俊秀君）

志賀住宅都市交通対策課長。

○住宅都市交通対策課長（志賀 由浩君）

そのとおりです。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

このうち、子育て世代など、若年層はどのぐらいになりますでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

志賀住宅都市交通対策課長。

○住宅都市交通対策課長（志賀 由浩君）

平成27年度は、子どもはちょっと空き家バンクの補助金申請のみでしか、ちょっと把握していませんが、平成27年度の方は子どもが2人、平成28年度は中古物件住宅で子どもが2名、解体新築につきましては子どもが4名。平成29年度につきましては、中古住宅購入とリフォーム補助の関係で、子どもは3名。解体新築につきましては、子どもは9名で、3年間トータルで、子どもは18名となっております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

補助金を使った、そしたら世帯の世帯数とそれで引っ越してこられた人数の総数を教えていただいているのですか。

○議長（下川 俊秀君）

志賀住宅都市交通対策課長。

○住宅都市交通対策課長（志賀 由浩君）

平成27年度は1世帯（「3年間、3年間トータルでお願い」の声あり）済みません。3年間トータルで12世帯、大人子どもを合わせて42名になります。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

市外から12世帯42名の若年層が補助金を使って中間市に来られたということですね。これは国の空き家対策特別措置法の補助金を使っているというふうに伺っております。中間市は、空き家対策としては大変すばらしいというふうに評価しておりますが、定住促進事業としては物足りなさを感じております。移住だけではなく、市内の子育て世代がよそに行かないように、中間市に定住していただけるような補助金をつけてもいいのではないのでしょうか。今回調べましたところ、北九州市を初め遠賀4町とも既に何らかの定住促進補助金制度があり、既に募集をかけております。本市の空き家対策は大変進んでいるんですが、定住促進事業としては、他市に大きくおくれをとっている感は否めません。消費税増税前の駆け込み需要が見込まれる今だからこそ、ふるさと納税の一部を充てるなど、至急対策をとるべきだと思います。近隣より高齢化が進み、人口減少率も高いのですから、的を子育て世代に絞って、高齢化と人口減少に歯どめをかけるための定住促進事業の見直しを早急をお願いしたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

福田市長。

○市長（福田 浩君）

全く私もそのとおりだと思っております。本当に今後につきましては、ほかの自治体の先進的な取り組みですとか、特に当市の財政状況、こちらを見ながら、定住につながるような支援策の調査研究に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

近隣市町村の動向を見ているうちに、置いてきぼりにならないように、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで、一昨年、先進地、総合政策委員会の視察で訪れました岐阜県恵那市の事業を紹介させていただきたいと思います。

これが、地域振興課移住定住推進室が発行しているリーフレットのコピーです。興味深いのが、「親元で暮らそまいか」と銘打って、親元で近居のための住居取得や同居のための増改築費の一部を助成するというメニューがあります。ちなみにこの「暮らそまいか」というのは「暮らそうじゃないですか」との意味の方言になるそうです。「恵那でずっと暮らしたい」をサポートというふうに銘打ちまして、結婚祝い金、新婚家庭の家賃補助、一戸建てを建築する際の土地購入費の補助、空き家を居住にする際の改修費の補助、そして、先ほどご紹介した同居近居補助など六つのメニューが1枚にまとめられています。新婚時代は家賃補助で借家に暮らし、家を持つときは、新築か、中古か、また、親元に同居するのかなど、生活のプランがこの中から見えてきます。結婚したら恵那市でずっと暮らしてくださいねというメッセージが感じられるものです。

もう一つ紹介させていただきます。

昨年視察で伺った、やっぱり、委員会の視察で伺いました。兵庫県相生市の企画総務部の定住促進室のリーフレットになります。「子育て応援都市宣言A I O I」ということで、「A I O I」のこのアルファベットのIとIをとりまして、11というふうに捉えて、相生が暮らしやすい11の鍵ということで、新婚世帯の家賃補助、また、家を購入するときの奨励金から始まり、妊娠から始まる子育て支援のメニューを全て合わせて11の事業がここで紹介されているということです。その中の一つに、市長も公約に上げてられます給食費の無償化が取り上げられておりまして、委員会で視察に行った次第です。これを見ましたときに、相生に住んで、子育てをしてください、皆さんの子育てをしっかりと応援していきますよとのメッセージが、これを見ただけで伝わってくるものです。

本市も早い時期から保育料を補助し、他の自治体よりも安い水準で抑えて、子育て支援には大変力を入れております。しかしながら、余り注目をされてこなかったのは、政策を横断的に集約し、一つのパッケージにし、メッセージを伝えることがうまくできていない

からではないでしょうか。担当課も、先ほど住宅フェアやイベントで子育て支援の情報誌やさまざまパンフレットなどを使っているということではありますが、行政にありがちなんですけども、情報提供をいわゆる政策を並べて、万人向けに説明している資料のようなものになってしまいがちなんです。誰に何を伝えたいのか、明確なメッセージが感じられるようなリーフレットを中間市も製作すべきではないでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

佐伯総合政策部長。

○総合政策部長（佐伯 道雄君）

各課におきまして、市の取り組みを広くお知らせするため、情報冊子等の作成をしているところでございますが、必要な方に、必要な情報を正確に伝えていない状況もあります。今後は、職員の情報発信力の向上に努めながら、幾つもの情報冊子があるのではなく、それぞれの方の生活プランに当てはめて、想像できるようなメッセージ性、ストーリー性のある情報冊子の作成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

よろしく願いいたします。新年度、市政60周年事業を初めさまざまなイベント予算が計上されています。市民とともに盛り上がるのは決して悪いこととは思いませんが、さんざんにぎやかに楽しんだ後、祭りの後の静けさになってしまうのではないかと危惧しております。メディアの世界で育んだ市長ならではの発信力で、中間市の知名度を上げ、人を呼び込むと同時に、地道な定住促進政策で人口減少率の抑制を図り、10年後の市政70周年に向けた布石を打っていただきますように、切にお願いいたしまして、次の質問に移ります。

収納課の業務と対応について質問いたします。

私は、収納課の職員の仕事は、中間市役所の中で、精神的に一番厳しい業務ではないかと認識しております。本市では、債権管理条例施行後、納税の公平性の観点から預貯金調査を初め、差し押さえ、競売等、滞納処分業務などを行い、滞納者対策が強化されてきております。懸命に頑張っておられる収納課の皆様には大変申しわけありませんが、収納率の向上が第一義になってしまい、語弊があるかもしれませんが、借金の取り立てのようになってもらいたくないとの思いで、質問に上げさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

初めに、滞納者に対して、どのような認識をお持ちなのか、お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

小南市民部長。

○市民部長（小南 敏夫君）

税金等を滞納されている方に関しましては、納付する意思があるにもかかわらず、何らかの理由により、すぐに納付が困難な方、また、納付可能な資力があるにもかかわらず、納付しない方がおられます。納付する意思があるにもかかわらず、納付が困難な方に対しましては、納税相談等の機会を設けまして、ご本人の生活状況に応じた納付計画を作成し、対応をしているところでございます。

しかしながら、納付可能な資力があるにもかかわらず、納付に応じない、また、再三分割納付が不履行である方に対しましては、税の公平性という観点からも、法律に基づいた滞納処分等を行わなければならないとの認識でございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

税が滞るということは、生活に何かしら支障を来しておられる方だという認識はしっかり持っていていただいているということで、安心いたしました。ある意味、心を鬼にして業務をこなさなければならないこともあり、仕事として割り切っていく中で、知らず知らずのうちに、数字の奥に一人一人の生活があるという認識が薄れてきてしまうのではないかと、いうふうに懸念しております。収納課の職員が意識的に心がけ、相談窓口につなげるなどの配慮で、早期に問題解決への支援ができれば、市民から感謝され、職員の仕事へのモチベーションも向上するのではないのでしょうか。今現在、他の窓口へつなぐなどの連携はどのように図られているのでしょうか。お伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

小南市民部長。

○市民部長（小南 敏夫君）

収納課の徴収職員が業務を遂行する上で、滞納のある方から納税相談等の対応を行った際に、ご本人の経済状況及び生活実態について、ある程度の想定が可能な場合もございませう。これにより支援が必要な方のために必要に応じた関係部署につないだり、また、本市が委託しております市民生活相談センターのポスターやリーフレットを窓口配置いたしまして、情報の提供を行っているところでございませう。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

市民の中には要らぬおせっかいだという方もおられるかもしれないですけども、私は、ぜひとも、より積極的に声がけをしていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしく願います。以前滞納についてのご相談があり、納税相談に同行したことがありますが、秘守義務があるからと同席を断られました。本人は了解しているのに同席を拒む理由は何か、改めてお伺いします。

○議長（下川 俊秀君）

小南市民部長。

○市民部長（小南 敏夫君）

まず、徴収事務を担当する徴税吏員には、国税徴収法に基づき質問検査権という強い調査権限が与えられていることから、地方公務員法及び地方税法において、厳しい守秘義務が課せられております。納税相談の際には滞納者が納付できない状況を詳細に把握するために、収入状況や借り入れの状況、自己破産の有無、また、在監の有無など、他人には知られたくない情報の確認が必要な場合がございます。したがって、このような重要な質問をする場に、本人の同意があるとはいえ、質問検査権のない同席者に質問内容を知られることは好ましくないこと、また、ご本人の想定外の質問内容に及ぶ可能性があるとの判断から、納税相談時の第三者の同席はお断わりしているところでございます。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

滞納者の多くは税が滞っていることへの後ろめたさと生活の不安を抱えながら窓口を訪れます。仮にその方が女性であった場合、私が行ったときは男性職員が2人対応されました。男性職員の2人を目の前にして話を伺うというのは、結構緊張を強いるものです。行政用語は難しく、言われていることを全て理解するのは難しい方もおられ、支援の必要な方もいらっしゃると思います。中には、高齢化が進んで、見た目はわかりませんが、認知機能が低下している方もおられると思います。仮に相談者がどうしたらいいかわからないからと放置してしまえば、差し押さえなどの次の処分が下され、ご本人の不利益になってしまいます。相談者のプライバシーの保護のためというより、行政側が個人情報保護法に抵触しないように、行政職員を守るための言い分としか、思えません。法を遵守しつつも、市民目線の合理的配慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

小南市民部長。

○市民部長（小南 敏夫君）

今、議員おっしゃいましたこと、確かに市民の目線で言えば、そういう点もあろうかと我々も認識はしているところでございます。今回議員からそういうご意見いただきまして、市民の方の声ということで受けとめまして、また、我々のほうでも、再度近隣の状況等を再度把握いたしまして、できるだけ、ご本人に負担のかからないような形で、業務が実施できるような形で、再度検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

ぜひとも、市民目線でしっかりと協議していただきたいというふうに思います。

収納課職員の場合、業務はもとより他の部署に増して、接遇には特段の配慮が必要だと思われませんが、研修はどのように行われていますか。

○議長（下川 俊秀君）

米満収納課長。

○収納課長（米満 孝智君）

収納課におきましては、新任者に対する研修といたしまして、徴収事務新任研修等を受講しております。この研修の目的は、徴収事務に携わる職員としての基礎知識の習得、滞納整理について学ぶものとなっております。その中で、徴収職員としての心構えや窓口対応についての講義を受講しております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

それは収納課職員が全員研修受けてらっしゃるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

米満収納課長。

○収納課長（米満 孝智君）

新任の研修につきましては、29年度につきましては、職員8名、2年目の職員につきましては、約10名程度研修を受けさせております。

○議長（下川 俊秀君）

掛田るみ子さん。

○議員（7番 掛田るみ子君）

窓口には確かにさまざまな市民が来られるでしょうから、緩急をつけていく必要があるとは思いますが、滞納者の大半は、やはり、後ろめたい思いをしながら来られます。どんな方であっても中間市の大切な市民であることには変わりありませんので、皆様、ぜひとも、収納課の職員である前に住民の福祉のために働く公務員であることを忘れないでいただきたいというふうに思います。厳しさの中にも温かさが感じられ、少しおせっかいな中間市収納課を目指してもらえないでしょうか。分納成約を交わしたのだから、毎月来るのが当たり前という態度ではなく、来月も頑張って納めようと思えるような対応をお願いしまして、質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

この際、1時15分まで休憩いたします。

午後0時08分休憩

.....

午後 1 時14分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦君でございます。通告とは順番を変えて質問をさせていただきます。

まず、鋼構造のインフラ、特に橋の老朽化対策及び防錆対策について質問をいたします。

私どもの身の周りにあるインフラは、今、大きな過渡期を迎えております。多くのインフラは、高度経済成長に建設をされ、50年以上経過し、老朽化対策が必要となっております。中でも橋の老朽化率は高く、2017年現在では老朽化の割合は18%、15年後には70%近くになっていくという試算がございます。

数年前に国交省からインフラの長寿命化計画が打ち出されました。本市内の橋の実態調査は完了しているものと思います。その調査結果と今後の事業計画をお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設産業部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

中間市では、平成23年から25年度に市内173の橋梁実態調査を行い、健全性、社会的影響度、総合的個別条件を考慮し、定期点検時期及び修繕時期等の修繕優先順位を決定し、平成26年度から26橋の定期点検を行い、中間市橋梁長寿命化修繕計画を作成しております。

今後も全ての橋梁の定期点検を行い、修繕計画を随時見直しをする予定であります。

なお、現時点での計画は、ホームページにて公表をしているところでございます。

次に、今後の事業計画でございますが、先ほどの計画に基づき、平成27、28年度に4橋を点検、設計、補修工事を完了しており、今後も順次修繕計画をもとに実施していく予定といたしております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

26橋のうち平成27、28年度に4橋の補修工事が完了したという答弁がありました。補修内容を教えてください。鋼構造とコンクリートがあると思うので、鋼構造だけのもので結構です。

○議長（下川 俊秀君）

藤田土木管理課長。

○土木管理課長（藤田 晃君）

朝霧水路18号線の橋梁の鋼材を使いました橋梁なんですけれども、これは、当初から

ペンキなどが塗っていない状況でありましたので、これを懸念いたしまして、新たに再度さびどめを施しまして塗装したという修理内容でございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

橋の長さはわかりますか。

○議長（下川 俊秀君）

藤田土木管理課長。

○土木管理課長（藤田 晃君）

全長で9メートルでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

橋の防錆対策としてはもっとも有効な方法が塗りかえ、塗装を施すことだと思います。長寿命化イコール塗装で老朽化を防ぐことだと思いますし、塗りかえ工事で一番重要なことは古い塗膜の除去方法だと思います。

そこで、本市では先ほどもありましたが、どのような方法でこの塗膜の除去をされてあるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

塗装の塗りかえに伴う塗膜やさびを除去する方法でございますが、通常、ディスクサンダー、ワイヤーホイールなどの電動工具と手動工具を併用する方法で行っております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

構造物は、気温とか降雨、そして太陽光、特に紫外線が原因で老朽化をするものだと思います。中でも、さびによる腐食が一番の原因であります。その老朽化対策の大きな部分を占めているのが塗装です。

塗装には、一般的に下塗り、中塗り、上塗りの3種類から構成がされてあります。下塗りは、先ほどあったようにさびどめの役割を果たします。中塗りの役割は、下塗りとは上塗りをつなぐ効果があります。上塗りは、腐食因子を防ぎ、また、色やデザインによる見た目の演出をする効果を担っております。

これまでの鋼構造の道路の橋の塗装は、一般塗装という種類であって、住宅の外装と同じように10年ごとに塗り直す必要があります。しかし、2005年以降の鋼構造の道路

の橋の塗装において、一般塗装と比べ、防食性と耐久性がすぐれた重防食塗装が原則となりました。ただし、新設の橋に限ったものでございます。防食性塗装を施せば、一般塗装の5倍持つそうでございます。ですから、50年持つということでもあります。

一般塗装にしても、重防食塗装を施すにしても、最初に着手するのは古い塗膜の除去であります。問題なのは、古い塗膜の除去方法であります。大きく二つに分けられます。物理的塗膜除去方法、簡単に言えば乾式というものと、科学的塗膜除去方法、湿式であります。

本市では、先ほどの答弁は乾式のディスクサンダー方式と伺いました。塗膜に含まれる鉛とか、PCBという人体と環境に害とされる有害物質が粉塵となって作業員の体をむしばみ、また、環境への飛散も懸念がされます。作業をしていた下が川であるなら、なおさらのことです。

鉛には、鋼材の防錆力があります。PCBは可塑剤としてすぐれています。従来の塗料には、体や環境に害を及ぼす物質が含まれているということは事実であります。

この事実を踏まえ、本市でも古い塗膜内の有害物質の含有の有無の試験は実施をされているのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設産業部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

現時点の点検段階では、まだ調査をしておりません。しかしながら、塗りかえ段階では施工業者が成分検査をし、塗料の成分を把握することとなっております。その時点で判明した場合は必要な経費等を計上し、適正に施工することとなっております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

施工業者が試験実施、調査するということでしたけれども、それは何年前ぐらいからの実施なんですか。わかりますか。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設産業部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

正確にはちょっと覚えていないんですけど、26年の5月に通達が来ていますので、その時点からになっていると思います。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

26年5月の時点で何のためによって考えれば、私が今言ったみたいに、塗装の中に鉛な

り、PCBが含まれている可能性があるということは、そういったものが懸念されるということはお存じだったんですか。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設産業部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

認識しておりました。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

先ほどもおっしゃいましたけども、試験結果として、中にPCBなり、鉛なりが含有されているというものがわかった時点で、その除去方法というものは変わってくるのでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設産業部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

当然、変わってくると思います。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

その方法はどのようなものですか。

○議長（下川 俊秀君）

間野建設産業部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

先ほど議員が言われましたような方法を専門業者と検討しながら選定していく方法になると思います。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

国、要は厚労省ですね、さまざまな事態や事故を受けて、鉛とか、PCBを含む塗料の剥離作業をする際には、粉塵が舞う乾式の工法ではなくて、塗膜が飛散しない湿式工法を原則とするというふうに定められました。多分、この方向が先ほどの年数に合致した形で通達なり、指導という形できたのではないかというふうに思います。

ただし、従来の湿式方法でもまだまだ問題があります。まず、揮発性が高い、すぐに塗っても乾くんです。だから、すぐに剥離の時間が短くて、1時間ほどしかなくて、要はさっき言いました下塗り、中塗り、上塗りとその3層があるんで、それぞれに塗って、はが

して、塗って、はがしてというふうなあわただしい作業の繰り返しになってしまいます。

プラス、こっちが問題なんですけども、何よりも湿式方法では、人体や環境への影響が懸念されるということなんです。今までの剥離剤の主成分は塩素系の有機溶剤が多くて使われておりました。発がん性が疑われるという結果が出ております。

今までの私の説明では、人体、そして、環境にやさしく、なおかつ軽度な作業で実施ができる除去方法はないように思われますけども、現時点で唯一インバイロワン工法という方法がありますので、ご紹介をしたいと思います。

簡単に説明をすれば、インバイロワン工法は、先ほど申し上げました国が原則とする湿式工法であります。浸透性が高くて深部まで浸透し、全ての塗膜が24時間後にはシート状になって簡単にはがれます。中には、自重で落ちるケースもあるほど、手間、疲労度が軽減をされます。シート状にはがれるために、粉塵がほとんど出ません。塗膜内の鉛やPCBといった有害物質が大気に舞うこともありません。インバイロワンの主成分はDPE、イエンキサンエステルというアルコール系の有機溶剤であります。においはわずかで、果実の香りがします。鼻や皮膚に対する刺激はほとんどありません。

このインバイロワン、約30日、自然界に放置していたら、成分の94.6%が分解をされ、水と炭酸ガスとなって自然界に戻ります。経済的にもインバイロワン工法を活用して、一般塗装から重防食塗装にやりかえることによって、多大な税金の節約にもつながるものと思います。

各分野で表彰や推奨を受けております。例えば、ものづくり日本大賞で内閣総理大臣表彰を受賞をしておりますし、2015年には、国交省から推奨技術に選ばれております。

PCBについて触れさせていただきますが、PCBと聞けば、私ども福岡県民はすぐにカネミ油症事件と思ひ浮かべます。PCBを訳せばポリ塩化ビフェニルといいます。ビフェニルという毒性を持つ物質が塩素に置換された油状の物質の総称で、209種類あります。

カネミ油症による健康被害は1万3,000人以上に及びました。食用の米ぬか油、ライスオイルに浸透したPCBを摂取したことが原因でした。PCBは製造工程において、加熱パイプの熱媒体として利用されておりました。この加熱パイプが腐食をしており、PCBが漏れ、食用油に混入してしまったというものであります。

PCBの毒性は強く、分解されにくいという特徴があり、症状の改善に時間がかかります。50年近くたった現在でも、PCBによる健康被害に苦しんでいる人たちがいらっしゃいます。母親から胎児に移ったPCBは、同じように胎児の体をむしばみます。黒い色の皮膚をした赤ちゃんの出産が報告されたことは記憶にあると思います。カネミ油症事件を受けて、1972年から製造が禁止をされました。

ちょっと時間がなかったので、本のほうを読ませさせていただきます。

最近、テレビでも環境省のほうからのコマーシャルみたいな感じで見ることがあるんで

すが、コンデンサーやトランスといった大型の変電機に注油されたPCBは、変電機ごと電力会社や鉄道会社の倉庫の片隅などで保管されてきた経緯があります。

しかし、いつまでもこのままにしておくわけにはいかないと、国は動きました。PCB廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法、PCB特措法を2001年に制定し、2016年の7月14日までにPCB処理をしなければならないと決めました。環境省が先頭に立ち、PCB処理を専門に行う日本環境安全事業株式会社を設立します。2004年のことであります。

年数からいったらおかしいんですけど、もうこの期限というものは現実的な期限ではないということです。

その後にPCB特措法を一部改正して、2027年の3月31日までに処理期間が延長されました。以降、高濃度PCBだけでなく、低濃度PCBの処理も全国で可能になりました。

今、私が言っている橋の中に含有されてあるだろうPCBというのは、この低濃度のPCBのほうに分類をされます。

現在では、高濃度PCBが全国で5カ所、低濃度PCBが焼却方式で22カ所、洗浄方式と洗浄分解方式で11カ所処理可能になっております。

今言っています鋼製品の道路橋の塗装に含まれたPCBの処理は、コンデンサーやトランスに含まれたPCBと区別をされて、低濃度PCB廃棄物、塗膜くずという分類になります。処分方法も異なり、一定の条件並びに認定を受けた特定の民間処理施設で焼却ができます。このインバイロワン工法は、橋の長寿命化のために生まれた剥離工法であり、従来の工法と違い、環境にも、人にもやさしい工法でございます。

ただ、こうやって言ったとしても、いわば最終的に決定するのは、国はもう浸透式であり、このインバイロワン方式をたくさん使っております。実施もしておりますし、前例もありますし、今から先もこういった工法でしかやらないようになっているんですが、ただ、県とか、私ども市、さっきどれだけやって、200ぐらいある中で、とりあえず26、また、今からも検査をした後に回収をしていくといいましたけど、決定するのはその自治体なんです。どの工法を使っていくかという部分で、決定権は各自治体の担当者に、要は市長にあるわけですから、その中で、しっかりと今から先のことも考えた上で、将来の環境、子どもたちに今よりいい環境を保って渡していくためにも、従来型の塗装、また、塗膜を除去する方法ではなくて、今言いましたような方法でどうしても取り組んでいただきたいという願いがあって、今回、こうやって一般質問の中に取り上げさせていただきました。何とかご理解いただきながら、この方法で取り組んでいただきたい。

最初は多分、多少なり高くつくような形になるかもしれませんが、さっき言いましたように、50年に1回の塗装までに切りかえてしまえば、完全に節約の方向にはいけるといふふうに私は思っていますし、そういったものがわかっているので、国もそれを推

奨しているし、実施しているというのが現状であるというふうに思います。よろしくお願
いいたします。

次の質問に移ります。

教育のIT活用環境の整備について質問いたします。

2006年7月にIT戦略本部は、2010年度までに公立の小、中、高等学校の全ての
教員に対してパソコンを配備し、校務の情報化を促進する取り組みを打ち出しをしまし
た。目標であった2010年度までの本市の取り組みと状況、そして、7年後の今年の状
況と今後の取り組みをお伺いをいたします。

○議長（下川 俊秀君）

片平教育長。

○教育長（片平 慎一君）

平成21年度に文部科学省の学校情報通信技術環境整備事業補助金を活用いたしまして、
本市の各小中学校の教員が使用する校務用パソコンを1人1台配備しているところでござ
います。

なお、現在、原則として1人1台のパソコンを維持することとしておりますが、学級数
の増減により、教員数の変動があった場合や故障の際に補修部品が欠損して修理不可能な
場合等に一時的にパソコンが不足する事態が生じることがございます。

先般、各学校に照会いたしましたところ、一部の学校で教員数に対して若干の台数不足
が判明いたしましたところでございます。早急に不足を解消しておるところです。

今後も計画的に機器更新を行うとともに、システム、ソフトウェアのバージョンアップ
が可能な機器につきましては適切な処理を行い、校務用パソコンの整備率100%を維持
してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

今、100%という、全員に行き渡っていますという答弁でございました。

その配備されてあるパソコンのいろんな機種があるかと思えます。その機種がどういっ
たもので、どういう割合で配備されてあるというものがわかったら教えてください。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

Windowsのバージョンによってお答えしたいと思いますが、Windows7が
約65%、Windows8が約8%、Windows10が約27%となっております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

今、Windows 7の割合が65%というふうにありました。このアップル社の、7に対してのサポートというのはいつまであるんですかね。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

マイクロソフトのWindowsでございますが、Windows 7につきましては、平成32年1月14日にOSのサポートが切れる予定となっております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

平成32年、あまり期間がないと思います。その割に65%って結構な割合を占めているように私は思います。

ですから、アップグレード、バージョンアップ、機種をするのか、それとも買いかえるのか。あまりにも割合が多いんで、予算も含めてどのように今後考えていらっしゃるかをお聞きいたします。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

Windowsのバージョンアップのアップデートが可能な機種についてはアップデートで対応すると。旧式化してバージョンアップが不可能な機種については、学校予算で代替機の購入という形で予定しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

アップグレードが可能な機種が何割ぐらいあるとかっていうのは掌握されてあるんですか。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

現在、機種の型番、メーカー等で確認をしたところ、やはり多様にわたっておりますので、厳密に何台がアップデート可能か、機種の代替が必要かということについては、今後、また確認してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

そのアップグレードをするときは、これは有償になるのでしょうか。それとも無償なのか。その辺はわかりますか。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

Windows 7から最新のWindows 10へのアップデートは有償となります。Windows 8.1という1段階上のものについては無償でアップデート可能だというふうに確認しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

どちらを考えているんですか。仮に10だったら幾らほどするんですか。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

Windows 10へのアップデートにつきましては、教育機関向けで1台につき、実質で8,000円程度を見込んでおります。機種によってどちらが可能か、8.1であれば無償アップデートが可能だということですので、そういったことも判断しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

今、私は教育委員会が掌握している学校のパソコンについて質問をしておりますけれども、このパソコンの問題、7から平成32年度にはサポートが切られますよと。こういう状況は変わらないわけですから、全庁的にどうするのかという問題をはらんでいる問題だと思いますので、きょうは通告に入れておりませんでしたからあえて聞きませんが、その辺も確実に、今まで整えていなくてもよかったものが、近々に、最低でも31年度ぐらいのときに、ということは来年にそういった予算が通常よりも発生するというものを見込んだ形で取り組んでいただきたいということはお伝えしたいと思います。

そしてもう1点、あくまでも1人1台完備されてあるということでしたけども、個人のPCを校内に持ち込んで作業されてあるということはありませんか。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

特段の理由がある場合につきましてはのみ、学校長の許可を得た上で利用規定によって持ち込みをすることが考えられます。

しかしながら、1人1台、校務用のパソコンを配備することといたしておりますので、原則として、持ち込みはすべきではないと考えております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

持ち込むのはまずいですよね。個人情報にかかわるものを取り扱うわけですから。ましてや、以前、ベネッセとか、個人情報がたくさん流出したとかっていう問題になった部分にもつながりかねないことなので、個人のPCを校内に持ち込んでの作業というのは अच्छいけんことだと私も思いますが、現実的に本当にその辺までしっかりと通達なり、指導が行き届いて、1台も入っていないのかという部分をもう1回確認していただけないですか。

なんでこんなことを言うかって言ったら、入っていると聞いているんです。聞いている事実があると。それも複数台数。ですから、要は事前に皆さん方に完全に1台ずつ配備が完了すればそういったことはなくなるわけですし、もっともっと、私聞いたのは、違う自治体でしたけども、パソコンが全員に行き届いた。その時点でタイムカードが不要になったと。学校に行きました。パソコンを立ち上げて、自分のパスワード、IDカードを打ち込めば立ち上がった。ホストコンピューター、中核にあるコンピューターがそれを察知して、この先生は何時に出られたなど。反対に退社、下校されるときも同じようにシャットダウンされた時刻で先生が帰られたという部分を、タイムカードをいちいち押さんでも、パソコンの立ち上げ、シャットダウンで事足りるわけですから、そういったものにも活用しているところがありますよというふうにお聞きもしました。

あと、購入云々にかかわる部分で、リースとかって考え方もあると。違う自治体は、多分、うちのところはリースでやっているから、バージョンアップしないといけない云々かんぬんも含めて、その範囲の中に入っているから心配する必要もないというふうなことも聞きましたので、今の中間の体制がどういうふうなところにあるのか、そして、全員の部分が整っていなければ何の意味もない。LANでつないだって情報共有できるわけじゃないじゃないですか。

今、現実的に個人情報にかかわるものはどういった管理をされてあるのかということをお聞きしたいんです。事前に通告してなかったんで、入ってこないと思うんですが。ある方からお聞きをしました。考えられないようなお答えをいただきました。USBで管理していますというふうなお答えをいただいて、ええっと。USBだったら、誰だって、どこだって、いつでも入手でき、いろんな情報を取り入れることができるような体制を今しているようにも聞こえたんで、そうやった体制がどこにあるのか、現状どうなのか、小

学校、中学校、合わせて11校、それが全校的にあるものなのか、特定の学校にそうやった問題があるものなのかというものも、ちょっと早急に、課長、申しわけないけども、そういった角度で調査を入れていただけないでしょうか。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

今、議員のおっしゃっていただいた内容については確認いたしたいと思います。

ただ、USBメモリの管理については、運用規定のほうで、学校パソコン等のハードディスクにむしろ個人情報情報を保存せずにUSBに保管して、それを厳重管理するという対応を、逆にセキュリティー上の措置をとっているというふうに把握しております。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

申しわけない。そのやり方っていうのが、文科省からの通達なり、指導でそういった体制で管理しているっていうことですか。

○議長（下川 俊秀君）

村上教育総務課長。

○教育総務課長（村上 智裕君）

申しわけございませんが、文科省の通達等で対応しているということは、ちょっと今、把握しておりませんが、運用マニュアル、そういったものをつくって適切に対応しているというふうなことでございます。

○議長（下川 俊秀君）

草場満彦君。

○議員（8番 草場 満彦君）

課長も違うところから今の部署に配属されて、急にこんなことを聞かれても、今までの経緯とかもわからない中で答弁をさせていただいているんで申しわけないなという思いがあるんですが、そういった意味でも、やっぱり学校の中でもしっかりと運用マニュアルなり何なり、きちっとしたものを、多分、担当はころころ変わっていくと思います。何年かに一度には担当が変わる部署だと思いますんで、だから、そういった自分のところのパソコンの配備状況とか、いつになったらバージョンアップせないかんとかって、そういったものを掌握されてあるところ、ないところがあるかもしれませんから、担当の方も十分に理解しやすいようなマニュアルづくり、整備づくりも整えていただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

.....

○議長（下川 俊秀君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際暫時休憩いたします。

午後 1 時47分休憩

.....
午後 1 時48分再開

○議長（下川 俊秀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....
日程第 2. 第 1 号議案

日程第 3. 第 2 号議案

日程第 4. 第 3 号議案

日程第 5. 第 4 号議案

日程第 6. 第 5 号議案

日程第 7. 第 6 号議案

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第 2、第 1 号議案から、日程第 7、第 6 号議案までの平成 29 年度各会計補正予算 6 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成 29 年度各会計補正予算 6 件は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

.....
日程第 8. 第 7 号議案

日程第 9. 第 8 号議案

日程第 10. 第 9 号議案

日程第 11. 第 10 号議案

日程第 12. 第 11 号議案

日程第 13. 第 12 号議案

日程第 14. 第 13 号議案

日程第 15. 第 14 号議案

日程第 16. 第 15 号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第 8、第 7 号議案から、日程第 16、第 15 号議案までの条例改正 9 件を一

括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正9件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第17. 第16号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第17、第16号議案、中間市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第16号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第18. 第18号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第18、第18号議案、中間市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第18号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第19. 第19号議案

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第19、第19号議案、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第19号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

日程第20. 会議録署名議員の指名

○議長(下川 俊秀君)

これより、日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において山本慎悟君及び柴田広辞君を指名いたします。

○議長(下川 俊秀君)

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後1時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 山 本 慎 悟

議 員 柴 田 広 辞